

平成27年加美町議会第1回定例会会議録第3号

平成27年3月11日（水曜日）

出席議員（20名）

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂伊佐雄君	4番	早坂忠幸君
5番	三浦進君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	高橋源吉君	14番	工藤清悦君
15番	伊藤淳君	16番	伊藤信行君
17番	一條光君	18番	米木正二君
19番	佐藤善一君	20番	下山孝雄君

欠席議員 なし

欠員 なし

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	高橋啓君
会計管理者兼課長	鈴木裕君
危機管理室長	熊谷和寿君
企画財政課長	高橋洋君
協働のまちづくり推進課長	今野伸悦君
町民課長	小川哲夫君
税務課長	伊藤裕君

特別徴収対策室長	藤原誠君
農林課長	鎌田良一君
森林整備対策室長	長沼哲君
農業振興対策室長	今野仁一君
商工観光課長	遠藤肇君
企業立地推進室長	三浦守男君
建設課長	田中壽巳君
保健福祉課長	下山茂君
子育て支援室長	佐藤敬君
地域包括支援センター所長	猪股和代君
上下水道課長	田中正志君
小野田支所長	早坂安美君
宮崎支所長	早坂雄幸君
総務課長補佐	川熊裕二君
教育長	早坂家一君
教育総務課長補佐	荒木澄子君
生涯学習課長	猪股清信君
農業委員会長	我孫子武二君
農業委員会事務局長	工藤義則君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	二瓶栄悦君
次長兼議事調査係長	浅野仁君
主幹兼総務係長	今野典子君
主事	菅原敏之君

議事日程 第3号

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

- 第 3 報告第 2 号 専決処分した事件の報告について（加美町営北原住宅シルバーハウジング棟新築工事請負契約の締結について）
- 第 4 報告第 3 号 専決処分した事件の報告について（加美町庁舎耐震補強等工事請負契約の締結について）
- 第 5 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（平成 26 年度加美町一般会計補正予算（第 10 号））
- 第 6 議案第 3 号 加美町寒風沢地区地域振興基金条例の制定について
- 第 7 議案第 4 号 加美町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の制定について
- 第 8 議案第 5 号 加美町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 9 議案第 6 号 加美町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第 10 議案第 7 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 第 11 議案第 8 号 加美町教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 第 12 議案第 9 号 加美町行政手続条例の一部改正について
- 第 13 議案第 10 号 加美町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第 11 号 加美町立認定こども園設置条例の一部改正について
- 第 15 議案第 12 号 加美町保育所条例の一部改正について
- 第 16 議案第 13 号 加美町中新田交流センター条例の一部改正について
- 第 17 議案第 14 号 加美町敬老祝金等支給条例の一部改正について
- 第 18 議案第 15 号 加美町介護保険条例の一部改正について
- 第 19 議案第 16 号 加美町地域包括支援センター条例の一部改正について
- 第 20 議案第 17 号 加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 21 議案第 18 号 加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

- 第 2 2 議案第 1 9 号 加美町熊野霊園条例の一部改正について
- 第 2 3 議案第 2 0 号 加美町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部改正について
- 第 2 4 議案第 2 1 号 加美町宮放牧場条例の一部改正について
- 第 2 5 議案第 2 2 号 加美町有林管理事業労務者退職手当支給条例の一部改正について
- 第 2 6 議案第 2 3 号 加美町総合計画基本構想及び基本計画の策定について
- 第 2 7 議案第 2 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町宮放牧場）
- 第 2 8 議案第 2 5 号 字の区域を新たに画することについて
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 8 まで

午前10時00分 開議

○議長（下山孝雄君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（下山孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、15番伊藤 淳君、16番伊藤信行君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（下山孝雄君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き、通告のあった順序で行います。

それでは、通告11番、14番工藤清悦君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔14番 工藤清悦君 登壇〕

○14番（工藤清悦君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

通告させていただいておりました職員による1人1プロジェクトについて伺いたいと思います。それから、2問目の町長の平成27年度の施政方針についてお伺いをしたいと思います。

初めに、1人1プロジェクトについてですけれども、平成24年度と平成25年度に職員の方々が所属課を横断して町が抱えている課題解決のために1人1プロジェクトに取り組まれておりました。この提案を町の施策にどのように生かされたのかをお伺いしたいと思います。

平成24年度には18のプロジェクト、そして平成25年度には13のプロジェクトに取り組まれております。プロジェクトの内容を見ますと、行政改革や行政課題の解決、それから町の活性化策、そして生涯学習に関することなど、多岐にわたってプロジェクトに取り組んでおられました。この提案をベースに具現化されたのかはわかりませんが、既に取り組まれている内容も見受けられると思います。今後、提案された中から取り組んでいかれるプロジェクトはあるのかを町長に伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） おはようございます。

それでは、早速でありますけれども、1人1プロジェクトについて答弁をさせていただきたいと思います。

すぐに行動に移せる提案から、あるいは将来の夢が広がる提案、さまざまな提案、大変内容の濃い提案をいただきました。その中から、既に実施に至ったもの、そして実施に向けた取り組みが始まっているものをご紹介します。と思っております。

まず、イメージキャラクター作成プロジェクトにおいて、職員からキャラクターの募集を行ったほか、町民提案型事業によって商工会が実施したゆるキャラ作成委員会にも参加し、かみ〜ごの誕生に一役買っているところでございます。

また、2点目としまして、音楽フェスタ開催プロジェクトからの提案を受け、平成25年のゴールデンウィーク期間中、小野田、中新田、宮崎、各地区でクラシックやジャズのコンサートを開催し、音楽の町加美を内外にアピールしたと。そのきっかけとなったわけでありまして、その後の音楽によるまちづくりにもつながっているということです。

また、廃校利用プロジェクトからの提案については、平成26年3月をもって統合しました上多田川小学校跡地利用検討委員会の検討に生かされているということです。

また、ホームページ更新プロジェクトの提案につきましても、見やすく親しみやすいものとするということで検討を重ね、平成26年4月の更新に当たっては、その内容に配慮したものとなっております。

また、防災FMラジオ局開局プロジェクトにつきましても、本年度から、独自に開設したわけではありませんが、おおさきエフエムと契約を結び、町の情報発信を開始しております。

また、行政施設の再編による効率化とサービス向上を目指す公共施設統合プロジェクトで提案された中新田交流センターへの指定管理者導入については、この4月から実施となります。

また、町内の案内板、標識を来町者にわかりやすいものとするためのサイン計画プロジェクトからの提案については、葉菜施設から宮崎陶芸の里へ来町者を誘導するための案内板を設置したほか、今後、提案内容を取り入れながら整備を進めることとしております。

また、今後のまちづくりにつながるものとしましては、町民との協働を進めるための指針となるまちづくり基本条例検討プロジェクトにおいて検討された先進自治体の事例や課題等について今後の取り組みに生かしていくほか、空き店舗活用プロジェクトから提案された空き店舗の活用及び美しい町並みづくり事業や市民活動スタートアップ講座との連携、さらに少子化対策プロジェクトから提言された子育てサポートの充実や若者が働ける町、定住しなくなる町に

についても、提言を生かし、今後課題として取り組んでまいりたいと考えております。

このほか、職員ボランティア推進プロジェクトでは、メンバーたちが会議室から飛び出し、実際に南三陸に行って瓦れき除去のボランティア作業に当たるなど、その行動力に大変驚かされたものであります。

さまざまな提案、提言がありましたので、実現したもの、あるいは現在進行中のもの、これから取り組むものとしてもさまざまありますが、生かしてまいりたいというふうと考えております。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） ありがとうございます。数々の町政課題、またはまちづくりのために提案をしていただいて、町長がお話しするように実現化したもの、または取り組んでおられるものというふうにお伺いしました。

職員の方々、このぐらいの膨大なプロジェクトに取り組んだわけですけれども、一見我々からしますと、通常の業務がありながら、こういう所管でないといいますが、本来の部署でない横断的に職員の方々が集まって取り組んだということですが、これ、愚問かもしれないですけれども、業務への支障といいますが、その辺の工夫といいますが、どのようにされていたのかなというような思いがするんですが、町長、その辺はどのように捉えておったのかお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） おはようございます。副町長でございます。

この職員の1人1プロジェクト、多岐にわたっております。これは、今工藤議員がおっしゃるように、職員が自分で所管している仕事以外にも町全体を広い視野で見ようと。そして、自分が例えばそれぞれ異動しますので、今かかわっている仕事だけではないいろんな角度から自分の仕事を見つめる契機にもなるだろうということで、その今携わっているところの時間がその会議のために1時間なくなるというようなことは当然あるかもしれませんが、それ以上に町にとって新しい視点、新しい姿、ビジョンを考えるとこれは職員にとっても大変望ましいことであろうということでこれを始めたものでございまして、そして、そのグループになった人たちが自分たちで時間を調整して、仕事に支障のない形で何とか集まって、さまざまな自分たちの課題のためにどういうことがいいたろうかと話し合う機会をみずからつくっていったということでございまして、その仕事のそのために支障を来すと、どうしても参加できないときはその人はその日は欠席ということもあり得たわけですから、みんな時間を調整しな

がら、そしていろいろな夢を描いていったというふうに思っております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 職員の持っている能力を遺憾なくこのプロジェクトにぶつけていただいた、発揮していただいたというふうに感じ取れるんですけども、また反面、このぐらい効果のある事業を考える、または課題解決策を考えるということになると、これはちょっと見方がおかしいかもしれないですけども、こういうスタッフが集まっていれば町の課題解決になる、結局はその庁舎全体の人事の力といいますか、人事の妙というか、そういう職員の方々の潜在能力を引き出すような配置関係ということにもつながってくるのかなというような思いもしています。

そういう意味でも、やはりぜひ今まで力を発揮された方々と同等に、担当部署でも解決できる方策というものも考えていかなくちゃいけないのかなというふうには思っています。そういう意味では、横断的に集まったからこういうものができたということではなくて、既存の担当課の中でも、これから町長が27年度に向けて施政方針の中でさまざまな町の方向性を示しているわけですので、それを十分に考えを共有しながらまちづくりに進めていくというようなことも必要になってくると思うんですけども、通常、我々はそういうところまではなかなか考えつかなくて、この1人1プロジェクトの効果というもので感じさせてもらったんですけども、町長、今後の町長のまちづくりに対する思いを実現する配置体制といいますか、そういうものに対して心がけているところ、または突出してこういうものをやっていただきたいのでこういう布陣でいくとかというものがありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 組織といいますのは生き物ですから、社会環境、社会情勢の変化に応じて、これは柔軟に変化をしていくということは当然のことです。今回、新たに企業立地推進室をひと・しごと支援室というふうに衣がえしたのもその一例でございます。

また、どうしても行政というのは縦割り行政と言われるように縦割りの弊害というものがありますので、やはり個々の部署だけで問題、課題を解決しようとしても、それは難しいと私は思っております。ですから、ここで当然これは所管の仕事をしていただくことは当然のことですけれども、やはり臨機応変に横断的にプロジェクトチーム等をつくってやっていくということがとても大事だと思っております。

例えば一つの例を挙げれば、このシルバーハウジングの建設に当たっては、もともとこのシ

ルバーハウジングというのは、いわゆる福祉と住宅政策というのは全くばらばらだったわけですよ。それを1つにしていこうという国の大きな動きもありまして、それで当然町は地域包括ケアという中で、やはり高齢者専用住宅は必要であると。地域の中で安心して暮らしていただくためには必要な施設であるというふうな中でこれは取り組んだわけですが、当然これを進めていくためには、保健福祉課、それから建設課、あるいは包括支援センター、あるいは税務課、あるいは町民課と、さまざまところが関係をしてくるわけですから、そういった方々がプロジェクトチームをつくって、そして調査研究をし、そして形にしていって。ですから、そういったその時々課題に応じて横断的なプロジェクトチームというのをつくり、そして柔軟に対応していくということ、また、適材適所の人事ということも当然これは心がけていく必要があるというふうに考えております。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 大変効果のあることだったと思うんですけども、今後、町長、こういう職員総参加による、課長はまじっていないと思うんですけども、今後1人1プロジェクトのような体制を組んでいかれる、またはその方向性があるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今年度、実施したいと思っております。昨年度はさまざまなことがありまして、なかなかそのような状況ではありませんでした。今年度は、これまでよりはもう少しプロジェクトのテーマを絞りたいと、数もですね、絞りたいと思っておりますけれども、実施をしていきたいと思っております。やはりこのことでもって、提言・提案していただいたことを実施に移すということももちろん大事なことなんです。その過程で職員がさまざまな広範囲な視点を持つことができると。そして、まさに職員の資質の向上、能力の開発、そういったことにつながっているというふうに感じておりますし、また、職員からも好評を得ておりますので、ぜひ来年度実施をしてまいりたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） チームによっては先進事例を研修に行ったり、そういうこともあったというふうに聞いておりますけれども、来年度は実施したいというような町長のお話ですが、予算面とか、それから担当課でのやりくりとか、副町長にどうしても都合悪い人は参加できなかった場合もあるよというようなお話も受けたんですけども、そういう課の協力体制とございますか、そういうことに対してのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

この1人1プロジェクト、今町長が申しあげましたように、平成24年度、25年度は大変数が多かった。これはどういうことをするかということも職員から出てきたものも含めて数が大きくなりました。そして、誤解がないようお願いしたいんですが、遊び心が必要だと思っているんです。ですから、行政課題としてこれをしなきゃならないんだと、今自分の仕事としてこれはやらなきゃならないというものをもう少し広げて、もっと遊び心を持って職員がまちづくりというものに携われるといいなという思いもあってのものでしたので、非常に多岐にわたったものになりました。そういうものはもちろん生かしていきたいというふうに思っておりますけれども、このことについて、平成24年度、25年度、課長たちにとってこのために仕事に支障を来したとかという人は誰もいなかったというふうに思います。先ほどどうしてもというのは、出張等で出られないとかですね、あるいは何か出さなければならない資料があるということで出られないということはありませんけれども、皆さんで最後は日にちを決めてプレゼンをして、自分たちのチームはこういうふうにまとめましたというのを町長ほか課長、私でみんなを見て、これはいいねとか、ここはこうじゃないのとかと質問したりして、まとめていったという経過がございますので、みんなでまちづくりをしていこうという、そういう視点を持って進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 遠慮がちに、副町長、遊び心と静かに話ししていたんですけれども、非常に大切なことだと思うんですね。常々町長は議員の皆さんに、議会は楽しくというふうにお話ししておりますので、確かに職員の方々も遊び心を持って、その遊び心の中に大事な部分があるんだろうかなというふうに思っております。

町長が、もう平成24年度、25年度やったからいいや、と言われれば、せめてやった方々がな お継続で年4回ぐらい集まって情報交換なりなんなりというような部分もあったほうがいいのかなという思いをお話ししたかったんですけれども、新年度、平成27年度にまた取り組まれるということでございますので、ひとつよろしくお話ししたいと思います。

次、通告しておりました施政方針についてお伺いさせていただきたいと思います。

最初、農業問題と申しますか、町長が施政方針で掲げております、農家の所得向上に努めるということでお話をされております。この件については、私がお話しする以前に一般質問に登

壇いたしました3名の議員からも、今後の農業の方向性についてお話を町長からいただきました。この3名の議員の方々のやりとりで、大体町長が今後農家所得の向上のために取り組まれる方向性というのは理解できました。

ただ、その中でお聞きしたいんですけれども、首都圏での販売促進というようなことがあったわけですけれども、実際例に出しましたのは市川市での交流ということですが、これは年間、金額的にどのぐらいの金額的な販売というのがあるのかなというような思いがしておりました。

もう一つ、6次産業化の推進で町長がお話ししておりましたけれども、一挙に6次産業化にいかなくとも、もう少し2次とか3次とか、そういう段階を踏む部分もあるのかなというふうに思っておりました。6次化するまでさまざまな研究調査もすると。または企業の調査もして、コラボできるものも調査するというようなんですけれども、やはり2次、3次ということになると、すぐやる気のある人たちがいればできる問題もあります。そのためには加工ということになると思うんですけれども、今交流センターの後ろにあります中新田加工センターですね、あるわけですけれども、あの規模でどのぐらいまでの取り組みといたしますか、施設的に取り組みができるものかどうかということに対しても、農業者自身もなかなか把握し切れていない部分もあると思います。そういう面で、加工センターの今の設備からしたら、取り組みやすい方策というのはあるのかどうかというようなこと。

それから、薬用植物栽培の調査研究というようなことも町長お話しされたんですけれども、実際取り組んでいるところもあるというふうに聞きます。ただ、町長のお話の中で、加美町の風土、気候に合った品種を選んでいきたいということなんですけれども、これはざっくりこう言われてもなかなかつかめない部分もありまして、例えばこういうものだったらどうだろうとかという思いがありましたらお願いをしたいと思います。

それから、グリーン・ツーリズムの拡大ということもあるんですけれども、実際、交流の意思がある、思いがあるところも、なかなかその受け入れ体制の中でだんだん戸数が減ってきたりして厳しくなっているというような状況があります。それは、例えばおじいちゃん、おばあちゃんが去年と比べて体調が悪くなったとか、またはさまざまな状況でなかなか受け入れ体制の間口が広がらないというような状況にあります。そういった中で、グリーン・ツーリズム推進会議なんかとのさまざまな協議、協調もあると思うんですけれども、その辺、今の課題を含めてどのように取り組んでいかれるのか。

それから、人・農地プランということもこれからの農村、農業の振興の上で非常に大事な

ですけれども、この人・農地プランと農家所得を上げていくための関係といたしますか、その辺についてどのようにお考えになっているのかというようなことをお聞きいたします。

もう一つ、非常に農業の就業人口が高齢化して担い手が少なくなっているというふうに言われてから大分久しいわけですがけれども、加美町の農業就業人口構成を見て、それではこれからの農家所得の向上、増大のために、その農業就業人口構成から見た手法といたしますか施策といたしますか、そのようなことについてどのようにお考えになっているのかなということをお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 工藤議員に申し上げます。

施政方針については大きく1つになっておりますので、まずは通して質問いただいて、それから一つずつ申し上げていただければと思います。

○14番（工藤清悦君） 申しわけございません。わかりました。

次に、2つ目として、町長は施政方針の中で、「地域経済の活性化につなげていくために「美しいまちなみづくり100年運動」に取り組んできた」というふうにお話ししております。これからの活動の成果と創出された経済活性化の状況、それから、これからどこまで目指していくのかというような成果指標といたしますか目標、それから、実際この美しいまちなみづくり100年運動、私、担当にあって協働のまちづくりプランを読ませていただきました。ここで非常に加美町ならではの特徴だなというふうに思ったのは、目に見える景観を支えているなりわいや暮らしといったさまざまな活動を含む幅広い内容でこのプランが構成されていますということで、町長が当初美しいまちなみづくり100年運動をやりたいというようなときに、我々は加美町にとって美しいまちなみづくり、残すものあるんだべがやなんて最初疑問を持ったんですけれども、このプランを見ますと、やはり景観、それからなりわい、そのなりわいが経済活動につながっていくと。その経済活動が単なるお金が入るだけじゃなくて、お互いの生き方にも人生の豊かさにも影響を及ぼしていくんだよというようなプランになっていることが非常に印象づけられたわけですがけれども、初めて、町長が言っている美しいまちなみづくり100年プランのこの意図といたしますか、目指しているものというのは、初めてこのプランによってわかったんですけれども、ただ、どうも我々、町長から、その美しいまちなみづくりって当初説明を受けたときに、山形の金山のイメージというものがあって、そういうものを引きずってずっとここまで来たものでしたから、その点について、やはり経済活動が活発になれば町の自主財源、税金にも影響するというようなことがありますので、そういう部分についても、その辺まで踏み込んだ形での考え方、思いについてお伺いをしたいと。それで、今後、

これをベースにしたこれからの地域経済の再生というものについてどのようにお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

それから、雇用の創出についてでありますけれども、実際さまざまな形で、またはその担当の方々も頑張ってきてらされて、企業誘致を中心に雇用の創出、または町で求職者に対する求人のお世話とかやってきたわけですけれども、ただ、雇用というのはやはり、このプランをベースにしますと、みずからつくり出していくものについて提示されているわけですけれども、そういう新たな雇用というものにどのような形で取り組んでいかれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、お答えいたします。

大分多岐にわたりますが、まず、この市川市とのことでありますけれども、昨日も答弁をさせていただきましたように交流から十七、八年はたつわけですが、最近では余り中身の濃い交流というのはできない状況でありました。一昨年、災害時の相互支援協定を締結してから、私も市長とも何度もお会いし、職員同士もお互いの防災訓練のときにお伺いしたり来ていただいたり、あるいはそれぞれのイベントに参加をしていただいたりということで、大分つながりが深くなってきました。そういったつながりをベースに、新年度から具体的な農産物の販売等に取り組もうとしているところでありますので、どの程度実現できるかは今のところは未定でございます。将来的には加美町のお米やお野菜を市川市で使っていただく、あるいはこれはウイン・ウインの関係が主ですから、あるいは市川市は梨の名産地ですので市川市の梨が加美町で売られるということもあるでしょう。そういった相互互恵関係のもとにこういった経済交流というものを進めていくべきだというふうに思っておるところでございます。

また、6次化についてでありますけれども、私、この6次産業化というのはさまざまなレベルがあると思っています。必ずしも法人化をして大きく始めるということだけが6次産業化だとは理解をしておりません。実はある担い手の方から、みそづくりを加美町の加工施設でもってしたいというふうなご相談がありましたので、早速これは農林課のほうに話をし、手配をし、ある加工場を使ってこの12月からスタートすることになっておりますけれども、首都圏に販売していきたいというふうな思いを持って今頑張っている青年ですので、ぜひそういったものを後押ししていきたいと。そのために起業者支援助成制度などもつくりましたので、そういったお金も使い、小さな、まさにスモールビジネスですね、そういったところから始められたらよろしいんじゃないかと。

また、きのうもお答えしたように、女性たちのさまざまなご提案、私はこういったものも将

来大きな6次化につながる可能性が十分あると思っております。また、全国的に見ても、女性が中心にやっているビジネスが成功しているという統計もありますので、そういった小さな提案、発想、ビジネス、そういったものを支援しながら、将来的には大きなものにつなげていければというふうに思っております。そういった意味から、既存の加工場の有効活用ということに取り組んでまいりたいと思っております。

また、薬用植物についてでございますが、実際加美町に自生しているものもあります。そういったものの調査も必要になってくると思います。また、この薬用植物につきましては、一番理想的なのは薬品メーカーに購入していただく、あるいは薬品メーカーとの契約栽培でもって栽培をしていくということなわけですけれども、これは日本薬局法というものの基準をクリアしなければ、これはつくっても購入はしていただけないということでもありますので、やはりその土地というものが大事になってくるわけですね。例えば同じ高麗ニンジンも植えても薬効成分が日本薬局法をクリアできるものもあればできないものもある。そういった相性等もありますから、まさにこれからそういったものを調査をしていくということですし、場合によっては水耕栽培によってそれが可能なものもあるというふうにも聞いておりますので、そういったこともこれも調査研究をしていくということでございますので、今具体的に加美町でこれということを提示できる状況ではないということをご理解いただきたいというふうに思っております。

また、グリーン・ツーリズムに関しては、これも既にお答えしましたように、また議員もおっしゃったように、やはり高齢化に伴って受け入れ家庭が減ってきているということが私は一番の問題点だと思っております。そうした場合、やはり農家だけに頼らずに、非農家が受け入れていくということが私は大変重要だと思っております。その際に、じゃあどこでどういう体験をするかと、どういう農業体験をするかということが大きなポイントになってきますので、やはりこの体験メニューをつくっていく、あるいはその体験メニューを誰が担っていくか、お世話していくか、そういったところが必要だと思っております。また、既に農家として受け入れて、自分のところで体験をしてもらっている家庭でも、泊めるのはいいけれども体験させるのが大変だと。いわゆる何もわからない子供たちが来て、その子供たちに働いてもらうというのは、結構大変なことなんだというふうなお声も聞いていますので、やはり一農家だけに依存するのではなくて、やはり組織として体験のメニューをつくり提供していくということ、これが私はこれから拡大していく上で必要だろうというふうに思っています。

また、来年度、新年度にできます観光まちづくり協会との連携、これは私、非常に重要だと思っておりますし、それから、昨年海外からも来ていただいているわけですけれども、ミ

ヤンマーから五十数名の学生さんたちに来ていただいたときに、初めて国際交流協会のほうにも後援をして、国際交流協会のメンバーも受け入れたという実績もありますので、やはりそういった国際交流協会との連携、さまざまな連携が必要になってくると思いますし、そういった意味からも、そういったものを束ねる観光まちづくり協会の役割というのは非常に重要なものであろうというふうにも考えております。

また、人口構成に向けた所得向上ということがありますが、具体的には担当から説明をさせますが、やはり高齢化していく、そして就労人口も減っていくということですので、そういった中でどのような農業でもって所得向上が図られるかということが私は重要だと思っています。ですから、振興作物もどういった作物であればお年を召してもつくり続けられるかということも大事になってくると思っています。

そういったことを考えますと、一つの方策として、私はやはり新エネルギーを活用した植物工場というものは非常に有効であろうというふうに考えております。いわゆる重いものを持ちたりすることもない、あるいは腰を曲げて作業をすることもない、非常に高齢者には適しているというふうに言われておりますので、やはりそういったことについても取り組んでいくことが重要であろうと。そして、そういった中で、やはり付加価値の高いものをつくっていくと。薬草というものもそのうちの一つとして調査研究を進めることにしておりますけれども、そのほかにもいろいろあると思います。やはりそういった取り組みが私は大事だろうというふうに思っております。

当然、米づくりというものも重要でありますので、先般、私、JA加美よつばが実施した水田農業推進大会に出席させていただきまして、関西のある会社の社長さんのお話を聞かせてもらったんですけれども、1万3,000円か4,000円で売れる米をつくろうと。つくれると。売れるという話をさせていただいて、私も大変希望を持てたわけですがけれども、その社長さんがおっしゃるのは、これからは用途に合わせた米づくりが必要だと。これは丼にしたらおいしい米だと、すしにしたらおいしい米だと、やはりそういう用途に合わせた米づくりというものが非常に重要だと。それから、当然これは安定的に出荷できるお米、当然のことです。それから、やはり手間暇をかけた低・無農薬のお米と。これはまだまだ足りないというふうにおっしゃってました。やはりこういった消費者ニーズというものを捉えた米づくり、そしてその米をつくって今度は販売するための手法、当然そのためにはその社長さんもプロが必要だと。販売するためのプロが必要だと。やはりそういった連携ということが必要になってくると思っておりますし、また、加美町としては現在ふるさと納税でもって農産物をお返しとして差し上げています

けれども、その社長さんが言うには、もらって喜ぶギフトは何かというと、実はこれは米、みそ、しょうゆだということなんですね。ですから、朝御飯セットなどということもおっしゃっていましたが、やはりこういったものも開発をしながら、その販売をしていくということ。こういった取り組みが大変重要なんだろうというふうに改めて思わされたところでありませぬ。

また、大きな2番目の「美しいまちなみづくり100年運動」についてでございます。

誤解があったかもしれませんが、この金山町の取り組みを私は例として何度か挙げさせていただきました。この金山町は、景観を整えるということだけに目が行きがちなのですが、実は私、これ何度かお話ししておりますけれども、その目的は、金山杉という杉があるわけですから、やはり林業の再生、そしてその木を使って地元の大工さんが家を建てるといふ、いわゆる建築業ですね、建築業でもってお金が循環すると。そして、さらに町民が美しい町をつくらうという意識、そして町民の誇り、さらには観光客がふえていくという、ですから、実はこの金山の取り組みは、その人々のなりわいに、産業に、生活に、まさに直結している。そのあらわれが、あの景観、町並みなんですね。ですから、景観というのはまさに目で見る「景」という部分と、それから、目に見えない人々のなりわいとか、それを支える人々とか、そういったところの「観」といふ、こういった部分で景観が構成されております。ですから、まさにこの景観、美しい町並みづくりといふものは、いわゆる善意と資源と最終的にはお金の循環にこれは結びついていく、あるいは結びつけていかなければ、当然地域から人はいなくなる、産業は廃れていく、そうすると目に見える景観も荒廃していくということですので、これは一つの大きな流れの中で考えていくということでございます。そういった意味で金山の例も挙げさせていただきましたのですが、言葉足らずだったのだと思います。

そういった中で、これまで「美しいまちなみづくり100年運動」として、オーラル・ヒストリーという、約100人からさまざまな今申し上げたなりわいとか、それから暮らしとか自然とか、そういったテーマでさまざまなお考え、あるいは思い出などをお聞きをしまして、一つの記憶の口述史というものをつくったわけです。さらにワークショップも重ね、多くの町民を巻き込み、多くの町民から意見を吸い上げ、そして人づくりをしながら、基本理念を示し、22の取り組み、シナリオを示し、そして、今後協働によりどのように実現していくかという方法を示したものが、このまちづくりのプランでありますので、今後、パブリックコメントをいただいた後にこの素案がきちんとした最終的な計画というふうになるわけですが、それをもとに実現をしていくということでございます。

このプランにつきましては、当然これは町の総合計画とリンクをしております、町の総合計画の中の「人と自然が共生する持続可能なまちづくり」の中で、これを実現するための取り組みとして今後取り組んでいくことになっております。ご理解を賜りたいと思っております。

次に、雇用の創出についてでございます。平成20年10月から加美町無料職業相談所を開設したわけでありまして、平成24年からは企業立地推進室という形で、職員も増員いたしまして、よりきめ細かく町民の相談、そして直接の雇用対策に取り組んでまいったわけです。平成27年の2月末まで延べ848人が利用されまして、うち104人が再就職に結びついております。また、町内企業の求人募集につきましては、町内向けの回覧などを実施いたしまして、平成25年度実績では延べ55回行い48人が再就職をしております。また、平成26年度につきましては45回実施をし28人が再就職をしております。このような形で、確実に雇用に結びついているというふうに感じておるところであります。

また、加美町の新規学卒者雇用奨励金、この制度を設けてから4年目を迎えますけれども、これまで延べ78人が地元企業に就職しております。また、そのうち町外からは26名がこの奨励金の対象になっておりますので、町外からも来ていただいているということでもあります。この制度の活用について、今後とも町内企業に働きかけまして、若年層の雇用拡大、定住促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、これも何度か既にお話をしておりますが、起業者育成支援事業助成金の制度も新年度からスタートさせたいと考えておりますので、いわゆる企業誘致をして外発的な雇用創出を図るということに加えて、内発的な雇用創出ということに取り組んでいく必要があると思っておりますので、ぜひ起業したいという方々については、まず最初のステップとして起業者育成支援事業助成金と。次のステップとして国の地域雇用開発奨励金と連動させた加美町創業者支援事業助成金を活用し、ステップアップすることができると、そういった仕組みになっておりますので、起業を考えている方々をサポートしていきたいと。また、当然さまざまなアドバイスというものも必要でしょうから、アドバイザーなども設置をし、アドバイスをしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） ご丁寧に、大変ありがとうございました。あと14分でございますので、取り急ぎ質問させていただきたいと思っております。

農業の件でありますけれども、所得向上のために、市川とまで言わなくとも、大消費地があ

る仙台、特にさまざまな形で仙台との交流のチャンネルというのは随分あると思いますので、その辺も含めてお願いできればなというふうに思っております。

実際、質問の中で、加工センター、また人・農地プランの所得向上については触れていただけませんでしたけれども、時間もありませんので、いや、よろしいです。後でまたさせていただきたいと思います。

実際すばらしい協働の景観まちづくりプランができ上がったんだというふうに感想を持っております。この中で、やはり観光まちづくり協会の役割が大きいと思うんですけれども、平成24年度予算で640万円予算措置を、そうですよね。（「27年度」の声あり）済みません、平成27年度で640万円、予算措置をしておりますけれども、実際観光協会の方々がさまざまな形で活動していただけたと思いますけれども、その640万円を、元を取るといって語弊があるんですけれども、さまざまなつながりの中で最初からそれはできないと思うんですけれども、これは640万円を税収につなげるというようなことになると大変な額のお金が動く、または生産量がなくちゃいけないというような状況になるわけですよね。例えば、これは企業、法人税だけではその10%というようなことで6,400万円、企業だけです、事業者だけではそうなんでしょうけれども、これが農業者がかかわってくるということになると、物すごいお金が動かないとその税収にはつながらないと思うんですよね。例えば、これは法人税に関しても10%というふうなことになれば6,400万円、そして企業がもっと払えるぐらい稼ぐということになると、事業量になるとその10倍、結局100倍の経済活動がなければなかなか難しくなる。

ただ、町長の思いはわかりますよ。それを通じてさまざまな形が動いていくんだというのはわかります。ただ、我々、これから平成27年度やろうというその施政方針の中で、町当局も、やっぱり我々議会も、責任の所在、これから向かっていくんだよというその責任の所在を、あと自覚もはっきりしていけないと、一緒に町民のために頑張れないんじゃないかというような思いがあります。そういう意味では、ネガティブなことばかり言っているようで大変申しわけないんですけれども、やはり責任を持ってこの予算を、またはまちづくりをやっていくためにも、思いというものに対して、またはその我々が下した決断に対しては、やはり我々も責任を持ってやっていかなくてはいけないというふうに思っていますので、その640万円の経済効果というものをすぐどうなんですかと町長に問うつもりはありませんけれども、さまざまな形でめぐりめぐってよくなれば効果はあるんだろうというふうに思います。

ただ、女性がやっているビジネスが成功に導いていると。男性で申しわけなかったかなと思っているんですけれども、やはりやるためにはリスクも背負うわけですよね。家内工業で、じ

やあ漬物をやりましょうとか何しましょうとかというのならいいんでしょうけれども、やっぱり一つの決断をしてやるためには、それなりの支援なり、または地域を巻き込む、または町を巻き込む、消費者を巻き込むというような、そういう仕組みづくりというのが大事になってくると思いますので、このプラン、または町長がこれからまちづくりに対してこういうことは皆さん乗り越えながらやっていきたいと思いますというふうな思いをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、観光協会ですが、この予算の多くは人件費でございます。そのことによって3名の雇用が創出されると。ですから、そのこと自体、私は一定の経済効果を持つものだろうというふうに思っております。

また、さまざまなこの資源ですね、私は、観光について一昨日だったでしょうか、まずその資源を発掘すると。そしてそれを磨くと。そして共有し発信すると。それで、最後の一つを実は私言わなかったんですけども、今度興すということが大事なんですね。興すというのは町を興すという、興味の興ですけども、産業を興すと。この興すということが、非常に実は最後に必要になってくる。そこまで持っていくことが大事だというふうに言われております。

ですから、そのためには、やっぱりそういった資源、あるいはそういったことに取り組んでいる方々を束ねるという、そういった組織、これが非常に私は重要だと思っておりますので、観光協会ができることによって、私はさまざまな関連する産業、それからグループ、そういったものがこれまで以上に連携し合い、資源を有効に活用し、お金の循環を生み出していくことができるものだろうと。そのためにこれは欠かすことのできない組織だろうというふうに考えております。

ですから、この経済効果、今すぐ経済効果が云々とは言えませんが、当然このことについては平成27年度に策定します加美町版の総合戦略、こういったことに盛り込んでいくことになりまして、当然この中には数値目標というものも、これは取り入れていくわけですから、そういった中できちんと整理をし、目標を掲げ、5年間の戦略の一環として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 先般、伊藤信行議員が述べた午後からでもやってほしいというような例を挙げましたけれども、やはり中期・長期という計画もあると思うんですけども、工夫によってはすぐ手をつけられて効果が生み出せるものというものはあると思いますので、これはす

ぐ手をつける、または短期的に取り組んだことによって、また一つの転がりをもっと大きな転がりになっていくという部分もあると思いますので、ぜひその辺を配慮しながら事業を進めていただきたいなというふうに思います。

町長、再生エネルギーというような部分もあるんですけども、なかなかこの中に雪の部分が出てこないんですね。やはりエネルギーという部分、またはすぐできるという部分、または6次産業につながる部分ということになると、雪室の部分があるのかなと思うんですけども、かつて千葉明朗さんが雪室の大家でありまして、お亡くなりになりましたけれども、雪室論を壇上でぶっていたわけですけども、私もあのとき話を聞いていてなるほどなと思った一人でありました。やはり雪室をつくって生酒を貯蔵したり、あとジャガイモ、甘みが増します。タマネギも甘みが増します。ニンジンも甘みが増す。やっぱり地産でも、つくったものにある程度そういう糖分といいますか、やはり貯蔵したことによって価値が上がる。それで、そういうものを販売していくというような意味では、そんなにさまざまな連携を組まなくても、農業者が集って取り組める部分になるのかなというふうに思っておりました。雪は当然いっぱい宇津野にあるわけですから、私が持っているのは、JAの金のコンテナ、1トンぐらい入るやつがあるんですけども、あれってなかなか秋とか豆狩りのときにしか使わなくて、倉庫に眠っているわけです。秋にあれを設置して雪室の中に入れておいて、生酒を貯蔵し、農産物を貯蔵し、それでやったらいいんじゃないかというような思いも持っていました。それで、余った雪は夏に雪合戦に使うということの発想でやったら、もっとおもしろいまちづくりができるんじゃないかというふうに思っているんですけども、なかなか私が提案しても1人1プロジェクトのように町長は前向きではありませんから、雪室についてひとつお考えをお願いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これはどんなプロジェクトでも、誰が主体になってやるかということですね。全ての事業を町が主体となってやるということはいかがなものかと、実は私は思っております。まさに理想的なことを言えば、住民が主体となり、町やそして専門家がそれを支援するという形、これが望ましい協働の姿だと思っておりますので、ぜひ工藤議員が中心となって雪室プロジェクトを立ち上げていただければ、町としてもサポートしてまいりたいと思っております。

また、きのうカシの木の話が出ましたけれども、このカシの木はやはり大木になるまで100年というふうなお話でしたね。（「町長、カシの木は通告に入っておりませんので」の声あ

り) いやいや、ですから、これは種を植えるということがまず先決ですので、既にさまざまな種を植えておりますし、工藤議員におかれましても、ぜひその雪室という種を植えていただきますと、将来大きな木になるのではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長(下山孝雄君) 工藤清悦君。

○14番(工藤清悦君) 確かに担い手、または誰がやるのかという部分が大事だと思います。そういった中では、さまざまな形で町民との協働というような部分で事業もなされ、啓発もされ、またはこれによって地域資源の再点検もされたというふうに思います。やはり町でやるべきこと、または町民が努力すべきことというものを常に行政施策の中で発信をしていかなければいけないのではないかというふうに思いますけれども、最後にそれをお願いしたいと思います。

○議長(下山孝雄君) 町長。

○町長(猪股洋文君) 事業を推進していく上で大事なことは、情報を共有すること、そしてその合意を得ていくということ、これが非常に私は重要だと思っております。そういった意味からしても、今後、なお一層さまざまな形で町内外に情報を発信していくということ、そして町民の合意形成を得ながら事業を進めてまいりたいというふうに考えております。(「終わります。ありがとうございました」の声あり)

○議長(下山孝雄君) 以上をもちまして、14番工藤清悦君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。11時15分まで。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(下山孝雄君) 休憩を閉じ会議を開きます。

通告12番、2番猪股俊一君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔2番 猪股俊一君 登壇〕

○2番(猪股俊一君) 今、議長に許可をいただきましたので、しんがりになりましたが、2問質問いたします。

最初に、町有地の利活用について。

町では、小野田北原住宅敷地内におけるシルバーハウジングの建設や広原保育所跡地における子育て世帯を対象にした宅地分譲予定など、町有地を活用したさまざまな施策を展開・検討しており、今後の町有地の利活用についての以下の内容を伺います。

- 1、中新田・宮崎地区におけるシルバーハウジングの建設候補地と建設時期の予定は。
- 2、広原保育所跡地以外に、若者定住宅地として適している町有地の分譲の予定は。
- 3、部分林の返地への対応状況は。

前日、前々日と、そして先ほど11番議員がいろいろ質問いたしておりますが、重複しているところがたくさんあると思いますので、町長の判断で割愛してもらっての答弁でよろしいです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、ご質問の第1点目、シルバーハウジングの建設候補地、今後の予定、建設時期等について答弁をさせていただきます。

まず、第1号の北原シルバーハウジング、おかげさまで3月8日、内覧会の運びとなりました。日常生活状況申立書をもとに今後審査の後、入居者を決定したいと思っております。シルバーハウジング建設に当たりましては、平成24年、25年度に関係各課の職員によるプロジェクトチームでもって調査検討した結果、まず北原地区につくろうということになりました。

なぜこの北原地区かといいますと、この北原地区につきましては近くにヘルパーステーションがあると。それから、スーパーも歩いて行ける距離にあると。それから、病院も歩いて行ける範囲内にあると。そして、一般住宅と混在させられるということですね。そういった条件が整っているということから、北原地区に第1号をつくることにいたしました。

当然、宮崎地区、中新田地区についても検討したわけですが、宮崎地区については、候補地として挙がりましては宮崎小学校北側にあります広い町有地ですね、これは4,000平米ほどありますが。それから、町営屋敷住宅、ただ、ここはちょっと狭いということですね。この候補地につきましては、やはり買い物、宮崎全体が買い物不便だということもありますし、街までちょっと距離があるということがありました。それから、屋敷については狭いということもあって、もう少しこれは時間をかけて場所を検討すべきだろうということ、それから、買物が不便だというご意見が随分ありましたものですから、特産市とそれから山田屋旅館のところを広く活用して、その不便さを解消しようと。それを優先させるということから、宮崎にすぐに着手ということにはなりませんでした。

中新田地区につきましては、旧ミヤコーバス車庫跡地とか広原住宅跡地などというところも検討の俎上にのりましては、なかなかここもそれぞれ一長一短がありまして、もう少しこれも検討を要するだろうというふうになりました。中新田地区については、消防署の跡地も

含めて検討したいというふうに思っております。

特に宮崎地区に関しては、実はアンケートをした結果、宮崎につくるシルバーハウジングではなく、中新田地区につくるシルバーハウジングに入居したいというご希望が実は結構あったんですね。その理由の第一がやはり買い物に不便だということでございましたので、カマエさんの跡地にも小さなスーパーが誕生しましたし、今度この山田屋旅館のところも有効活用することによって、買い物の不便さというものはある程度解消できるだろうと思いますので、改めて調査も必要だというふうには考えておるところです。そういった場所の選定を新年度行いたいと思っております。それを受けて平成28年度に設計、平成29年度建設というスケジュールを現在組んでいるところでございます。

次に、若者定住として広原保育所跡地以外に適した町有地はあるのかということでございましたが、小野田地区におきましては下原の旧ソニー跡地、ここは5,800平米ありますので、かなり広い土地でございます。宮崎地区におきましては、みやざき園の北側に位置しています旧宮崎建設の資材置き場跡地、ここが4,300ヘクタールあります。結構ここも広い敷地になっております。中新田地区におきましては、鳴瀬地区の公民館の東側、旧鳴瀬保育所跡地、ここは約1,800平米あります。こういったところが考え得る若者定住住宅地と考えておるところであります。このような場所を引き続き検討いたしまして、整備を進めてまいりたいと思っております。

平成27年度につきましては、現在のところは小野田地区の下原旧ソニー跡地に着手することが適当ではないかというふうに考えておるところであります。宮崎につきましても、先ほどのシルバーハウジングの工事とあわせて、私はなかなか宮崎地区の場合、町有地に限定しますとかなり限られてきますので、私有地も含めてシルバーハウジングの候補地、あるいはこの若者定住のための宅地分譲というものを考えていかなければならないというふうに思っている次第です。

3点目の部分林返地への対応状況についての質問であります。部分林等地上権設定につきましては、そのほとんどが伐期を迎えていることから、近年、伐採後、町に返地をしている組合がふえてきております。返地された山林につきまして、町は現地調査を行い、植栽箇所、それから面積等を検討し、杉の再生林を行っているところであります。平成23年度に2ヘクタール、平成24年度には5.9ヘクタール、平成25年度には11.3ヘクタール、平成26年度には11.1ヘクタールの植林を実施しておりますけれども、そのほとんどが中新田地区の部分林組合、小野田地区の造林組合及び麓山の地上権設定林の返地箇所となっております。

現在継続しております地上権設定面積につきましては、中新田地区で6組合、62.87ヘクタール、小野田地区の分収林は48組合で110.82ヘクタール、麓山については17組合で236.42ヘクタール、宮崎の部分林組合は24組合ございまして、分収地は160.8ヘクタール、非分収地は549.44ヘクタールとなっております。加美町全体では1,120.35ヘクタールの契約面積がありまして、契約期間が長いものでは平成56年までというものも存在しております。宮崎地区の非分収面積を除くほとんどが伐期を迎えていることから、今後も伐採後に町に返地される箇所が増えてくると思われますので、今後、樹種としましては杉などの針葉樹が主となりますけれども、返地後5年間を目途に植林作業を実施し、森林の持つ多面的機能の保全管理を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、6次化につきましては、これまで大分多くの議員の皆さん方からご質問がありましたので、ほとんど言い尽くしているわけでありませうけれども……

○議長（下山孝雄君） 部分林まででいいです。

○町長（猪股洋文君） 失礼しました。部分林までの質問にお答えさせていただきました。

○議長（下山孝雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 北原シルバーハウジングは8日の日に見学いたしました。バリアフリー仕様で緊急通報システムが設置されており、要介護2までの日常生活にある程度不安がある方々、生活援助の利用が望ましいと認められる方々と聞いております。同じ建物内に生活援助員がいる、そういう部屋が設けてあるのは、とても心強いと思います。そして、この施設を使えるのならと、皆さん思ったに違いないと思います。

今後、加美町は高齢化が進む一方であり、介護を要するひとり暮らしの高齢者の世帯だけが増加してくると思います。このような施設が宮崎、中新田とできれば利用する方々はふえると考えられますが、さっき町長もお話をしておりましたが、建設場所によっても利用に違いが出るのかなと思います。日常生活がしやすい場所などを考慮しなければならないと思います。買い物、スーパー、商店街が近くにあり、体調が悪いときにはすぐ行けるような病院や医療施設があるところだと考えます。できる限りこのことを踏まえて進めていただきたいなど、このように思います。このことに対して町長がもし何かあれば、お伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 猪股議員おっしゃるとおりでございますので、そういった条件を満たすような場所を、特に宮崎地区に関しましては、先ほど申し上げたように、なかなか町有地というふうに限定してしまいますと適地を見出すのが難しいというふうに思いますので、私有地も

含めて検討してまいりたいと思っておりますし、また、この考え方は実は国が今、国交省が示しています小さな拠点整備ということにもつながってくるものでありますので、そういった視点を踏まえて適した場所を選んで建設をしてまいりたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） どうぞ適地を十分に把握していただきながら進めていただきたいと、このように思います。

町長が平成27年度の施政方針の第一に掲げています移住・定住促進の取り組みであります。町には企業また町民の善意により譲渡がなされた宅地また町の公共の施設跡地などがあると聞きますが、平成27年度の事業の予定地や施政方針に町のあるべき姿を実現するため政策の柱として掲げている、子ども・子育て応援社会の実現であります。

4つ挙げております。1、東京での移住・定住セミナーの開催、2、子育て世帯向けの住宅分譲、3、住宅取得奨励金の創設、4、地域おこし協力隊の受け入れ増員等であります。1から4の全てが町の遊休地や未利用地で達成できるとは考えていないと思っておりますが、先ほど町長がそのようなおっしゃっていましたが、このことについて伺いたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど申し上げましたように、平成27年度は、現在のところ小野田の若者向け定住促進等の分譲でありますけれども、下原の旧ソニー跡地を考えておるところであります。

また、新たに移住・定住の奨励金を創設したいと考えておりますが、予算に盛り込んであるわけですが、これにつきましては、町内の方でも対象になります。今のところ中学生以下のお子さんを持っている子育て世帯であれば対象になります。これは、町が分譲する土地とか民間が分譲する土地とか、特にそういったことで町が分譲する土地に建物を建てる方だけが対象ということではありません。もっと広く考えておるところであります。当然これは町外から来る方についても対象になります。ですから、当然これは民間の宅地分譲というものの背中を押すということにもつながっていくだろうと。経済の活性化というものにも、当然これはつながっていくだろうというふうに考えている次第でございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） ありがとうございます。

子育て向け住宅の分譲は何区画ぐらい考えているのか。また、その宅地の面積はどのくらい

の面積なのか。金額はどのくらい考えているのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 総務課長、お答えさせていただきます。

現在、分譲の作業を管財のほうでちょっと担っておりますので、そこでお答えをさせていただきます。

まず、区画数につきましては、今16区画を予定しております。1区画当たり268.5平方メートル、坪数にすると81.5坪という広さになります。これについては、子育て世帯ということで建物を想定して20坪、周り20坪ということで、残り40坪ぐらいは前庭ということで、菜園とか子供たちの芝生とか、例えばですね、駐車場とか、そういったところを、余裕を持って子育てできるような面積を考えておりました。

それから、金額につきましてなんですけれども、現在町のほうでこれにつきましては平成25年から3年間で整備を進めておまして、平成27年度は工事着手を予定しております。6月ごろから9月ぐらいの工期で、それで、事業につきましてなんですけれども、今総務省で進めております過疎地域の集落再編整備事業の定住促進団地整備事業というのがありまして、それを申請しております。その採択を受けましてこの定住化事業を進めていきたいと考えておまして、ここの価格の考え方につきましては、これまでに予算的にかかったものにつきまして、単独費を分譲者からそれを単価のほうに付加する形を考えてございます。また、政策的に減免するところも必要になってくるのかなというところがありまして、おおむね土地の評価額ぐらいを全体として考えていきたいというふうに考えてございます。それにつきましては、今後、公有財産取得処分検討委員会というのがありまして、そこで検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） どうもありがとうございます。

やっぱり宅地は花壇があったり家庭菜園があったり芝生があったりということで、これはとてもいいことかなと、このように思います。また、事業に対しても補助事業というものを取り入れていくのだと思いますが、この辺も十分検討していただき、減免も頑張ってください、そこに子育てする方々が定住できるような、そういう措置をとっていただきたいと、このように思います。

次の質問に入ります。定住者に対して住宅奨励金の創設とありますし、その創設資金、そし

ていろいろな約束事とかがあると思いますが、そういうのはまだできているわけではないですよ。その辺を伺いたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

私からは住宅の取得奨励補助金の関係につきまして、今、案の段階ですけれども、できておりますので、先ほど申し上げました住宅を取得する場合の助成ということで、基本額として、新築住宅の場合50万円、それから中古住宅の場合25万円ということにしております。加えてまして新婚、子育てについては30万円プラス、それから町内の業者を使えば20万円ということで、最大で100万円の助成ということで考えております。

○議長（下山孝雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） どうもありがとうございます。

100万円というのは住宅を建てる中ではちょっと足りないのかなとは思いますが、ぜひこの辺も考えながら、しっかりと定住できるように進めてもらいたいと、このように思います。どうぞ町長、よろしく願いいたします。

次に移ります。今現在町にある遊休地の数、そして面積、さっき町長が大体お話しなさいました。今後の事業等、使用可能な未利用地、事業に使う場所、そして使わない未利用地とかが何か所かあると思います。また、今後いろいろな意味で使用ができない、使い勝手が悪いような、そういう未利用地は整理をしていくべきだと考えております。売却を考えながら進めていくべきではないでしょうか、いかがでしょうか、町長。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

現在町で遊休地ということで利用が可能な土地ということで捉えているところにつきましては、現在11カ所の5万9,090平米ほどございます。その中で、今回定住としてお示したところが4カ所でございます。あとは残りにつきましては現在それぞれ遊休地という形になっておりまして、これも前にいろいろ議員さんのご指摘もありまして、できればその処分の方法を考えていきたいということで方向は示してございます。あとは目的が決まっているところ、ある程度企業の誘致とかあとは今申し上げた有効利用としてシルバーハウジングとかですね、そういったところについてもこの中には含まれております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 猪股俊一君。

○2番(猪股俊一君) どうもありがとうございます。

まだ残っている土地があるのかなと思うんですが、例えば町の本所の西側ですか、あとは将来建てようとしている新庁舎建設の予定地とかもあるんですが、その辺は今後町長が考えていくことだと思いますし、ぜひ有効に使っていただきたいと、このように考えます。

次に移らせていただきます。部分林の返地対応についてですが、昭和30年から40年にかけて1,200ヘクタールに及ぶ森林事業が実施され、今現在これらの森林が資源として利用可能な段階を迎えております。今、分収林はどこ組合でも抜去を進めていると思います。そして、木材の単価がこんなに安いのに何でかなという思いもありますが、部分林組合の後継者などもない、こういうのも関係しているのかなと考えます。抜去をして町に返地を考えている組合が多くあると聞きます。町ではどんどん返された場合どういうふうに対処していくのか、伺いたいと思います。

○議長(下山孝雄君) 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長(長沼 哲君) 森林整備対策室長、お答えいたします。

貸し付けしている分収林ないし麓山の面積は、先ほど町長がお話ししたとおり結構な面積になっております。うちの事業団員の数も限られておりますので、今、森林法上、伐採した場合、皆伐した場合に、山として戻してやるのは7年後というふうな森林法上の規定になっております。伐採届が来て伐採を確認してから5年後にその現地を調査して、山に戻る状態になっているかどうか、もしなっていなければ植林というふうな形になるんですが、その5年ないし7年をめどにうちのほうの管理事業団の人数も考えながら、あるいは外注も考えながら、当然伐採した山を森林に戻してやるというふうな形で施業していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(下山孝雄君) 猪股俊一君。

○2番(猪股俊一君) どうもありがとうございます。

新たに林業に従事する隊員など5人を採用する予定となっておりますが、林業につくのは数名であります。これも定住につなげていけるのかと、このように考えます。どんどん返地された場合、この人数では大変なのかなと、このように考えますが、今後どうなされるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長(下山孝雄君) 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長(長沼 哲君) 森林整備対策室長です。

事業団員の数、先日お話ししたとおり現在8名おります。定年は65歳なんですけど、65歳を超

えた方が3名、再雇用という形で今施業していただいております。財政課長がきのうお話しした協力隊5名のうち2名が林業関係で募集をするということですので、それで事業団員、再雇用の人たちも最大で70歳ぐらいが限界だろうと思っておりますので、その2名の方が3年間を経過した時点で事業団員として定住をしていただければなというふうな期待は持っております。もし事業団員が植栽等で必要ということになれば、その都度募集という形で適正な人数で森林管理を行っていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 今、2名の方がその職につくということですが、ぜひ今後も定住をしていく方々が出てくればいいなと、このように思います。これは終わりにして、2つ目に入りたいと思います。

平成27年度の施政方針で示した以下の内容について伺います。

農業の振興について。

農家所得向上に向けた取り組みを重要と考え、首都圏等への販売促進、6次産業化の推進等に取り組むとしているが、販路拡大における具体的な戦略と目標は。

また、加美町の特産品となり得る農林産物の生産に向けた支援策は。

原発事故後に出荷が規制されている原木シイタケなどの生産者向けの所得向上策や生産再開に向けた取り組みは。

このことについて伺います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 販路拡大につきましては、さまざまな議員のご質問にお答えしております。先ほど仙台も含めということですが、当然仙台も大消費地でございますので、含めながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、特産品となり得る農林産物ということですが、本町の場合には露地ネギですね、それからタマネギ、これはいずれも県内販売額が1位となっております。既に加美町の、宮城県を代表する特産品と言っても過言ではないでしょう。花卉部門では花壇用の苗ですね、苗物。これも実は県内の販売額1位でございます。また、エノキダケについては、東北で1番の生産量を誇っているところであります。こういった既に特産品というものが存在しておりますので、こういった既存の園芸特産物などの生産出荷拡大を図るための必要な施設管理機械等の導入助成金も継続して実施をしてまいりたいと思っておりますし、作業の効率化、低コスト化及び生

産体制の確立に向けた支援も行ってまいりたいというふうに思っております。

また、シイタケ、これも実は、特に宮崎地区、一大産地であったわけですが、平成24年の4月27日に出荷制限指示がありまして、露地栽培の原木シイタケについては出荷できない状況が続いております。宮城県では平成26年1月から、キノコ栽培における放射能の事業を、栽培管理実証事業に取り組んでおりまして、本町でも宮崎の方も含め数名が現在取り組んでいるところであります。町としてもこれを支援し、早急な出荷制限解除を目指してまいりたいと思っております。具体的には、施設栽培での原木シイタケ生産に取り組む生産者に施設導入助成事業、これを実施し、支援してまいりたいと、そのように考えております。

とりあえず以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 本来ならもっともっと聞きたいところでありましたが、皆さんが、先輩方がもう質問していますので、ちょっと省いていきます。

6次産業化に対する期待は大きいですが、いざ現実的に考えますとなかなか難しいものがある。取り組みに反対するものではないが、今ある農業形態は地理的な面、天候などのような条件の中で位置づけられてきたものと思います。ですから、これを充実を図りながらやるべきことを考える、これに対する町長の見解は。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 議員がおっしゃるとおりでして、加美町の現在取り組んでおります、これまで取り組んできた稲作を中心とした農業、これをやはりしっかりと支えていくということが必要ですので、JAとの連携を今後ともこれまで以上に取り組んで、販路拡大等にも努めてまいりたいと思っております。

また、畜産についてまだ触れる機会がなかったのですが、実はこの畜産、7月に肉用牛の育成牛舎が完成しまして、200頭の預託が可能となるわけでありまして、やはりこれも個々の農家が新たな投資をせずに規模拡大ができるという、こういった大きなメリットがありますので、この畜産農家のコスト削減あるいは労力の低減、そしてひいては所得の向上というものにつながっていくものだと思っておりますので、そういった意味で畜産をも今後とも支援をしてまいりたい。特に2年後には全国和牛共進会がありますので、ぜひそこに加美町の牛が県代表として出場できるように支援をしてまいりたいというふうに思っています。

そのようなこれまでの取り組みをきちんと支援をしていくということに加えて、やはり先を見た取り組みというものが必要になってまいると思っております。そういった視点から、薬用

植物の栽培の調査研究にも着手をするということでございます。まさに将来大きな木に育つためには、まず種を植えるところから始まりませんと、種を植えなければいつまでたっても芽も出ない、木にもならない、実もならないわけですから、やはり種をまず植えるということですから、新年度においては調査研究という種をまいて、中長期展望に立って取り組んでまいりたいと。並行してそういったものに取り組んでまいりたいというふうに思っている次第でございます。よろしく申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 今町長がおっしゃった、先を見据えてということであります。どうぞ先を見据えてしっかりと農家の振興を担っていただきたいと、このように思います。

原木シイタケについて伺いたいと思います。東日本大震災からきょうで丸4年、5年目に入るわけですが、私が聞くところによると、いまだに生産再開に向けての手だてをしていただかないと、生産者は口にしていきます。酪農家や和牛繁殖農家はいち早く利用自粛牧草を保管をしていた手厚い保護を受けている、俺たちは原木のほど木一本も保管してもらっていない、このようなお話を聞いております。それでも、それもかなわず、牧草が先で、後にしてとの役場での話だったと聞いております。また、原木一本保管していただいているわけではなく、悲痛な叫び声とも言える訴えを聞いております。このことについて見解を伺います。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

まず、原木一本保管されていないということにつきましては、まず事実誤認があるかと思えます。町ではございませんけれども、原木の集積撤去事業ということで県のほうで事業を起しまして、1カ所に集積をしまして、その辺につきましてはお金は作業賃として各農家にお支払いをしているかと思えます。

ただ、おっしゃるとおり、キノコの再開につきましてはほかの農作物より時間がかかっております。1つには、原木がなかなか地元で手当てができないということ、それから、生産の再開に当たっては放射能が基準値以下にしなければいけないということがございまして、先ほど町長が説明しましたように、国のマニュアルを受けまして平成26年の1月に県がキノコ栽培における放射能対策の作業マニュアルというものを作成しまして、これに即して栽培された結果のキノコが放射性物質の検査結果で基準値を下回れば生産再開ができるということで、県内におきましては昨年登米市の2名の方、それからたしか大衡だったと思いますが、順次出荷再開にこぎつけております。本町におきましても数名の方がこの事業に取り組んでおまして、

今、ことしの秋か来年の春に出てくるであろうそのキノコの検査の結果を踏まえまして、生産の出荷の再開ができるのかなというふうに期待をしております。

ただ、先ほど申しましたように、原木の町内の調達がなかなか難しいということで、森林整備のほうにおきましても順次放射性物質の検査を行いまして払い下げの可能な地域をできるだけ明確にしていきたいというようなことで、平成27年度の予算にも計上していただいておりますので、ほかの作物よりは若干時間がかかってしまいましたけれども、生産再開に向けて努力をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 猪股俊一君。

○2番（猪股俊一君） 農林課長、大変申しわけないです。ちょっと古いお話だったので、全然というお話がちょっと間違っていたかもしれません。

このような手続があるという話をしておりますが、その出荷制限解除に向けての話ですが、昨日ですか、合庁において露地栽培原木シイタケの出荷制限解除に向けた説明会がありました。震災当時から除染に明け暮れ、4年間の時間をかけてやっと今年度の春に、もしくは秋ころ出せるのかなというようにお話を聞いてきました。やっとという前に、出荷制限解除の事務手続の概要が7点ほどありまして、すごくこの書類を出すのも大変だと、このようなお話を聞いてまいりました。

これを読み上げますと時間がないんですが、ちょっとよろしいでしょうか。1、県が関係省庁との調整資料を林野庁に提出、事前調整を図り、2、林野庁が農林水産省内と調整、3、林野庁が厚生労働省内と調整、4、関係省庁による打ち合わせ、5、終了後、解除申請日と解除日の調整、6、県が解除申請一式を林野庁に提出、7、原子力災害対策本部の指示書が県のファクスに入電なされて解除になるわけだそうです。

このような手続があるわけですが、この出荷解除に向けて最大限、皆さんに今までの4年分の思いを町のほうから手当てをしていただきたいなど、このようにお願いをいたします。

最後に、平成27年度に向けての施政方針は大変前向きですばらしいと思います。しかし、執行部では時間をかけ積み上げてきたものと考えますが、その部署部署のトップがもう少し踏み出していただくと、例えばいち早く国の出してくる事業など、そして補助金などをどのように町につなげていけるか、ここは大事だと思います。アンテナを高く張り、キャッチをすれば、少しは前に進むものと考えます。月並みですが、スピード感を持ってと言わせていただきます。終わります。ありがとうございました。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして、2番猪股俊一君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

昼食休憩のため、1時まで休憩といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩を閉じ会議を開きます。

日程第3 報告第2号 専決処分した事件の報告について（加美町営北原住宅シルバーハウジング棟新築工事請負変更契約の締結について）

○議長（下山孝雄君） 日程第3、報告第2号専決処分した事件の報告について（加美町営北原住宅シルバーハウジング棟新築工事請負変更契約の締結について）報告を求めます。

町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第2号専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本案件は、平成26年6月13日に開会された平成26年加美町議会第2回定例会において承認いただき、株式会社佐藤建設代表取締役佐藤 眞と契約いたしました加美町営北原住宅シルバーハウジング棟新築工事について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決を経た工事請負契約で契約金額の10%以内、ただしその金額が1,000万円以下の増減による変更金額については町長の専決事項であることから、平成27年2月16日付で工事請負変更契約締結の専決処分を行ったため、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

その内容は、1つ目に、緊急通報設備工事において緊急通報装置の委託先及び機器の詳細仕様の決定に伴い、各住戸に設置する装置本体とL S A室、ライフサポートアドバイザー室の表示装置の工事に要する費用の変更、2つ目に、ガス設備工事において耐久性とメンテナンス性の向上を図るため、ガス管の材質をステンレス製フレキシブル管に変更、給排水設備工事において各住戸の給水圧の確保のための給水配管の径の変更と末端部分の出口弁の追加工事などの工事の変更を行うものであります。これらの変更により、変更前契約額1億540万8,000円に331万5,600円を追加し、1億872万3,600円に変更したものであります。

以上、ご報告いたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1 番味上庄一郎君。

○1 番（味上庄一郎君） 条例の範囲内ということではありますが、330万円もの変更があったということで、いろいろな器具それから設備等において変更があったと今町長から説明がありましたけれども、これだけの変更があったことは設計段階ではわからなかったのでしょうか。その点について伺います。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

先ほど町長が主な変更理由の内容を述べましたけれども、当初設計では、先ほど説明しました緊急通報設備の増嵩につきましては、当初通報システムの会社がいろいろありまして、セコムや総合警備保障、あとは警備会社などがありまして、設計の時点では、その契約先とか今までのシステムの会社が決まっておりました。その中で、工事を行っている段階でその保障会社が決まりましたので、その内容が補助の対象になるということで、この工事に含めたほうが町の持ち出しが少ないということで変更をさせていただきました。

また、先ほどのガス設備の中で、当初は通常の白ガス管というもの、鉄管で当初計上しておりましたけれども、施工の際にこれからの耐久性とか侵食のおそれが低いということで、ステンレス製のフレキシブル管というものに変更させていただきました。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これにて、報告第2号専決処分した事件の報告について（加美町営北原住宅シルバーハウジング棟新築工事請負変更契約の締結について）を終了いたします。

日程第4 報告第3号 専決処分した事件の報告について（加美町庁舎耐震補強等工事請負変更契約の締結について）

○議長（下山孝雄君） 日程第4、報告第3号専決処分した事件の報告について（加美町庁舎耐震補強等工事請負変更契約の締結について）報告を求めます。

町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第3号専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本案件は、平成26年7月11日に開会された平成26年加美町議会第5回臨時会において承認い

ただき、小野田建設株式会社代表取締役高橋甚吾と契約いたしました加美町庁舎耐震補強等工事について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決を経た工事請負金額で契約金額の10%以内、ただしその金額が1,000万円以下の増減による変更金額については町長の専決事項であることから、平成27年2月20日付で工事請負変更契約締結の専決処分を行ったため、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

その内容は、1つ目に、改修工事において1階床コンクリートが西側の一部でひび割れ沈下が生じていたため、その補修に要した追加工事、2つ目として、同じく内部改修工事の天井改修において天井下地材を固定するための天井スラブとの接続器具が大部分でふぐあいがあったために、新たにコンクリート面の削孔を行い、接続金属の取り付けを行ったことによる追加工事、3つ目として、塗装改修としていた木製建具の一部で劣化、腐食等により塗装に対応できなかった建具の作りかえを行ったことによる変更、また、全体的に石膏ボード塗装仕上げとしていた内装の一部について不燃木材による木質化を図ったことなどによる内装工事の変更、4つ目として、設備改修工事における各課レイアウトに合わせた電源コンセント配線設備の追加、既存空調設備の破損補修の追加、工事期間中の仮設切り回し工事の追加等のための変更を行うもので、これにより変更前契約額2億4,054万8,400円に513万円を追加し、2億4,567万8,400円に変更したものであります。

なお、本案件につきましては、平成27年2月27日までの工期にて実施し、工事は完了しており、2月28日に仮設事務所からの引っ越しを行っております。

以上、ご報告いたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これにて、報告第3号専決処分した事件の報告について（加美町庁舎耐震補強等工事請負変更契約の締結について）を終了いたします。

日程第5 承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成26年度加美町一般会計補正予算（第10号））

○議長（下山孝雄君） 日程第5、承認第1号専決処分した事件の承認について（平成26年度加美町一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 承認第1号専決処分した事件の承認について（平成26年度加美町一般会計補正予算（第10号））についてご説明申し上げます。

本案件は、事務補助員として税務課の臨時職員を任用するため、2月9日に専決処分を行ったものです。

補正予算の内容は、歳出の総額を補正前と同額の142億5,658万2,000円とする補正予算で、歳出予算の組み替えを行うものであります。

歳出について、総務費において、税務総務費臨時事務賃金として42万3,000円増のほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより承認第1号専決処分した事件の承認について（平成26年度加美町一般会計補正予算（第10号））の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、承認第1号専決処分した事件の承認について（平成26年度加美町一般会計補正予算（第10号））は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第3号 加美町寒風沢地区地域振興基金条例の制定について

○議長（下山孝雄君） 日程第6、議案第3号加美町寒風沢地区地域振興基金条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第3号加美町寒風沢地区地域振興基金条例の制定についてご説明申

し上げます。

平成25年8月に筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムの容量再編及び田川ダム事業を中止する決定がなされました。中止になった田川ダムの建設予定地であった寒風沢地区では、建設を前提としていたことから他の地区と比べ地域振興がおこなわれている状況でございます。

町は国に対しこのことに関するさまざまな要望を行ってまいりましたが、このたび国土交通省から、法令上住民への個別補償はないが、町職員がこれまで田川ダムに対して協力してきた分の人件費として9,200万円を町へ支払うとの連絡がありました。これを原資といたしまして、基金に積み立てた上で、立ちおこなっていた寒風沢地区の地域振興対策に活用するために、加美町寒風沢地区地域振興基金条例を制定するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 田川ダムの今度新年度予算にあります9,200万円の件なんですけれども、おととい19番議員が質問していましたけれども、この9,200万円の金額が今後ふえる見込みがあるのか、これで終わりなのか、まずその辺をお聞きします。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長です。

9,200万円を1回だけかという質問でございますけれども、国の補償基準の中で、公共事業の施行に伴う公共補償基準というものがあまして、その中には補償金額は1回に限るという要項がありまして、そのことも国のほうに確かめましたらば、今回1回限りだということでございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） さっきの町長の説明でも、国から提示されてこの金額だということでした。事前にはなかったのかどうかわかりませんが、田川ダムに関しては、当初第1、第2ダムがありまして、民主党政権になりましてダムの見直しということで、最終的には中止ということになりました。その間30年ほど、あそこの地権者は、私も当時いました関係上、かなり協力的でして、それでお願いといいますか、もう1回国のほうにかけ合えるかどうかわかりませんが、例えば、何かあれば多分これで町長が説明した地域振興のためだけでなく、地域の方々、町職員のための経費を要しただけじゃなくて、さっき建設課長も説明してい

たんですけども、それだけじゃなくて、慰謝料とか、これまで30年間の心痛料とか、そういうのはあると思うんですね。だから、その辺、今後国のほうに働きかけるといいますか、そういう気持ちは町長ございますか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 当然そういうことを要求してまいりました。しかしながら、ダムが建設が始まっての中断ということについてはそういったものがあるわけですけども、これは建設に至っていないという状況での中止ということで、一切個別補償的な慰謝料的なものを国としては法令上出すことができないということでありました。何度かこのことについては直接私のほうからも、あるいは地権者のほうからも直接、国のほうに要求をしてまいりましたけれども、国として出せるのはいわゆる30年間の職員のこのダムにかかわった人件費相当額、これ以上のものは出すことはできないということでありました。大分建設課も努力をして、ここまで積み上げた結果ですので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） あそこのところに、例えば地域振興ということでこの金を使うとします。そうした場合に、一般質問の中でも答弁で出ていたんですけども、例えば集会所を直すとか道路を直すとかも結構なんですけれども、もうあそこのところは、言っては悪いんですけども高齢化が進んでいまして、ダムの今回の敷地の中にはもう住んでいるうちが1軒、あと夏になれば帰ってくる人2軒、2戸しかないですよ。あと下流側もなかなか将来的に、例えばそういう施設を立派につくったり直したりしても、なかなかそれだけでいいのかという思いがします。

それで、再度なんですけれども、例えばそれ以上来ないんだとなった段階で、その9,200万円なるものを、プラスになればもっとよろしいんですけども、30年間にわたってきた地権者、関係者に対する先ほど言った慰謝料的なものがこの金から回せるかどうか、その辺もう1回お願いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 町が9,200万円を活用する上で、国庫補助金なども入れながら、この9,200万円というものを、倍なり、もっと膨らませていくことができるだろうとは思っておりますし、当然国も県もそのことには協力していきますと。優先して補助事業として協力しながらやっていきたいと思いますというふうなお話をいただいておりますから、これまた十分に地域の方々と話し合いをしながら、進めていくべきだろうと思っています。

また、当然、これからの寒風沢地区がどうなっていくかということ、5年後、10年後ということも考えながら、ここの本音を引き出しながら、これは取り組んでいく必要があるだろうというふうに思っています。

なかなか補償としてそのお金を払うということは、国としてももちろんできない。町がどういった形でこれまでの30年間のご苦勞に報いることができるか、そういったことも十分研究しながら、これは進めていく必要があると。ですから、研究をしながら、地域の方々の意見も聞きながら、進めていく必要があるというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑はございませんか。19番佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君） 設置目的は建設中止に伴う地域振興にかかわる事業推進のためということとあります。何年ころをもってこの目的が達成され、この条例の廃止となることを想定しておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

寒風沢地区の地域振興検討会で提案されました今度の振興策ということで、一般質問の中でもその事業を説明しましたが、ハードの面につきましては、ことしから調査に入りまして、道路整備につきましては5年ぐらいを想定していると。そのほかの事業に対しても二、三年程度ということで事業は完了したいと思っております。

ただし、先ほど申しました地域の皆様方の補償、ソフト面に対してのことでございますけれども、町長も申しあげましたけれども、これから地域の皆様の意見を聞きながら対応するというので、できるだけ早急に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君） 前の所長、稲葉所長ですか、あの方は今のこの橋や山を崩して、幅広い道路、真っすぐに3年でやりますと言ったそうですが、今の所長はそんな引き継ぎは受けていないと、こういったことを言っているそうですが、こういった長い歳月がかかる大型公共事業はこういった時代の影響で大きく変わって、まちづくりにも大きな影響を与えることになるんですね。ですから、事前にこういった振興策が継続できるような新たなルールづくり、撤退に伴う新たなルールづくりを強く国や県に求めていくべきだと思いますし、これからの事業に対する進め方の基本的な考えをもう一度お願いしたいと思います。

もう既に先ほど4番議員に答弁があったようですが、どうせダムができるんだからというこ

とで、前々からいろいろな要望が出されていた道路なんかはつくらず、ずっと何十年も続いてきたわけです。もう冬、除雪車も来ないうち、夜の暗いうちからダンプ運転している方ですが、2キロ近い道路を腰切りの雪の中こいでずっと帰って、もうしびれを切らせて、それで下がったんですよね。そういったことなんですよ。金で全てを解決しようとするのはちょっとね。このままだとしっかりとこの振興策が満たされなくて風化してしまうおそれがありますので、もう一度この辺。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長です。お答えします。

国と県と町と地元の代表者が集まりまして、2月27日に寒風沢地区の地域振興計画書というものをつくり上げました。その中で、先ほど申し上げましたハード対策に対しまして計画を掲げて、そのことが承認されました。今後も、その会議を通して、また地元の皆様の意見を聞きながら、この計画書に反映してまいりたいと思っております。

また、その中でも、事業執行者、町で行う、この計画書の中には道路整備事業は町が事業主体になって行うことに決まりました。その運営の執行の方法につきましても、補助事業で対応してもらおうと。補助金をもらって整備していきたいということで、その辺も国との交渉の中で大筋の方法は決まっておりますので、この計画書を確実なものに、今年度から計画書を確かなものにしていきたいと。その場合においても、先ほど町長も申し上げましたが、国も県も協力して対処していくということでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君） 協議会の総会、去年やる総会、まだ終わっていないでしょう。地方分権の推進計画基本法の中に、直轄事業の見直しに対する基本的な考え方の中で、最終的に自治体の意見を聞くなどしてその手続が完了したならば、それぞれの自治体の裁量の施行に任せて、あとは引き継ぐとなっております。したがって、これからの町のさじ加減といいますか、役割は大変大きいものがあるかと思ひます。国とそして町の役割分担を明確にして、これで済ますことのないように、もっと主張していくべきだろうと思ひます。そのことについて。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答へ申し上げます。

議員さんの考え方をしっかり今後とも国、県に伝えていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（下山孝雄君） そのほか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 4番議員の質問に関連してなんですが、今の発言にも関連していますけれども、地域振興という名のもとに行われる事業の範囲とか幅とかということについて私はとても気になっているんですが、2月27日に地域振興計画書が作成されたとあるんですが、今そこにお持ちであればいいんですけれども、なかったとしたら、その中に含まれていた地域振興というふうに総称される内容について二、三挙げていただけたらと思います。

というのは、ほとんどハード面になるんじゃないかなと思うんですが、慰謝料という話もありましたけれども、そういったその地域の人たちへの今までの心労とか苦労に対するどんな形で報いられるのかというふうなことがとても気になっていましたので、わかる範囲でよろしいですので、どうぞ説明をいただければと思います。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

先ほど申し上げました地域振興計画書の中身ですけれども、まず最初に、生活基盤整備事業というものがあります。その中で町道の改良整備ということで、地元から要望がありました2路線の道路改良の計画を実施していくということです。また、寒風沢堰の改良ということで、これも整備をしていこうということに計画が上がっております。また、キタイ沼川の崩落対策ということで、今、川が崩れた部分を修繕を行うという計画でございます。また、田川の支障木の撤去事業ということで、この事業も行っていきたいということで、地元の要望に応えるということで、これは宮城県が事業主体となって事業をやっていこうということでございます。また、寒風沢地区の排水対策ということで、これも地元から要望がありました排水路の整備ということでやっていくと。これは国土交通省が事業主体になって実施していくという計画になっております。また、そのほかに地域活性化事業ということで、地元から要望がありました集会所の整備を行っていこうということでございます。

大まかに計画書にはのっておりますけれども、これを実施する中で、また細部にわたって地元の調整が必要だと思っております。例えば地元の意見は集会所の整備をしてほしいと当初上がったんですけれども、もう住む人たちが少なくなっているのに集会所の整備は必要でないのではないかという意見も聞いておりますので、そういった中で、また地元に対していろいろ意見を聞きながら、集会所の整備に当たってはこれから検討していく課題だろうと思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今建設課長が申し上げたことは、この地元からの要望7項目についてです。もちろんこれで十分だと私も思っておりません。やはりこれから10年先のことも考えて、どんどん高齢化していく地区の方々を町としてどう支えていくかという、そういった視点が私は重要だと思っておりますので、そういったことも含めて、このことはこのこととして、先ほど建設課長が答弁したように、一部見直すべきものも私はあるだろうと。本当に必要なんだろうかというものもあるのではないかと思っておりますので、そういったこともやりながら、さらに先を見て、地域の方々のお役に立てるような事業というものを町としても考えていきたいというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） そのほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号加美町寒風沢地区地域振興基金条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号加美町寒風沢地区地域振興基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 加美町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の制定について

○議長（下山孝雄君） 日程第7、議案第4号加美町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第4号加美町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件は、平成25年に設立しました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの人員等に係る基準について条例で定めるものであります。

基準については、国で定める基準と異なる内容を定める特別な地域の事情等はないことから、

国の基準を準用して定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号加美町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号加美町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 加美町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（下山孝雄君） 日程第8、議案第5号加美町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第5号加美町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件は、平成25年に成立しました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について条例で定めるものでございます。

なお、条例については、従うべき基準の項目については国の基準を準用して定めることとし、しんしゃくすべき基準のうち一部の項目については国の基準と異なる基準を盛り込み、それ以

外は国の基準を準用して定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 説明いただきましたけれども、これによって現状とどういうふうに変わってくるのかなというふうにイメージ的にわからないんですけれども、その辺の説明をいただければありがたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（猪股和代君） 地域包括支援センター所長です。

今のご質問、そのとおりで、特に変わりはないというところで押さえていただいてよろしいです。

以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号加美町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号加美町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 加美町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（下山孝雄君） 日程第9、議案第6号加美町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第6号加美町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布、平成25年4月13日から施行されました。この法律に基づき、新型インフルエンザ等対策のための国、県、市町村の責務が定められ、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときは町においても直ちに対策本部を設置しなければならないことから、今回、本町対策本部に関し必要な事項を定めた条例を制定するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） これは新型インフルエンザが発生したときのみ適用されるものなのでしょうか。例えば、今アフリカ等で発生しているエボラ出血熱とか、そういう新型の病気が発生したときにもこれが適用されるというわけにはいかないのかどうかということと、タイトルがこのとおりインフルエンザ対策本部とはなっているんですけども、これに関して、受け入れ先、患者が発生したときに受け入れ先等はどういう病院、例えば加美病院を想定しているのか、そういうことは規定に盛り込まれなくてもよろしいのかどうか、お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長、お答えします。

基本的には新型インフルエンザが基本でございますが、今お話があったエボラの関係も、そういった海外で発生したのも、感染が非常に強いものについては国が対策本部を設置することになっております。その設置に基づいて県なり町も設置するというようなことになっておりますので、国で設置となれば、町もそれに合わせてするということとなります。

それから、もう1点、受け入れ先でございますが、エボラの件でも国内でも決まった指定医療機関がございます。今回についても、これは町レベルで設定するのではなくて、町はどちらかという、例えば海外で発生した場合、あるいは国内で発生した場合、それから県内で発生した場合という、そういう段階において、それが加美町でも広まらないための調整とか情報の発信とか、そういうことをするための本部の設置になります。よろしくお伺いします。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号加美町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号加美町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

○議長（下山孝雄君） 日程第10、議案第7号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第7号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてご説明申し上げます。

本案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行され、教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな教育長が常勤の特別職として設置されることから、関係条例の整理を行うものであります。

なお、経過措置として、現教育長の在職中に限り、改正後の条例は適用せず、改正前の条例を適用することとしております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。19番佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君） これまで文科省があつて県教委があつて町の教育委員会があつてそれぞれの学校と、こういった上意下達の強固な縦割り行政があつたわけですが、今回のこの見直しでもってどれだけその体質が改善されるんだと。今までですと上からの指示待ちという部分が大変あつたわけですが、この辺どのような改善がなされるのか。また、例えば学級編制権だったり研修権、そういったものはどうなるのかとか、お尋ねをいたします。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 今ご質問があつた件についてなんですが、文科省、それから県教委、

それからあと町教委、そして学校ということですから、その縦のつながりにつきましては大きくは変わらないと思います。

ただ、今回、改定の趣旨の中で、これまでは課題であった部分が改善されるということで、大きく4点変わってきているわけなんですけれども、1つは教育長の一本化ということと、それから教育長へのチェック体制の強化と。それから、先日お話ししました総合教育会議の設置と。それから、教育に関する大綱を首長が策定すると。こういうことが4点新たに変わって、町長と教育長、教育委員会が共通理解を持って一つの方向性を持って教育行政に携わっていくということで進めていくわけなんですけど、今回、地方教育行政において万が一問題があった場合、国が最終的に指示もできるということが大きいのかなというふうに思います。よろしいでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君） 今まで県職員ということで学級編制権だったり先生方が研修される研修権、こういったものは今度は町の考えでもってできるということなんですか。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教職員の研修につきましては、法的に教育公務員特例法で定められていますので、それについては変わりません。あと、教員の研修につきましても、法定研修もあるわけですね。それは、初任者研修と10年経験者研修等につきましては、それは変わりません。ただ、それ以外に、これまでも同じなんですけれども、教員の研修につきましては当然町教委のほうでも現在もやっておりますので、それについては特別変わることはありません。

ただ、あと学級編制につきましては国のほうの基準がありますので、それを受けながら、あと県のほうでそれを受けてどうするかということになっていますので、それについても特に今回の教育委員会制度が変わったからということで変更になることはありません。よろしいでしょうか。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 加美町教育長の勤務時間等に関する条例の制定について

○議長（下山孝雄君） 日程第11、議案第8号加美町教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第8号加美町教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行され、教育長の職務専念義務が追加されることから、教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例について条例で定めるものであります。

なお、経過措置として、現教育長の在職中に限り、本条例は適用しないこととしております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号加美町教育長の勤務時間等に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第8号加美町教育長の勤務時間等に関する条例の制定については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12 議案第9号 加美町行政手続条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第12、議案第9号加美町行政手続条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第9号加美町行政手続条例の一部改正についてご説明申し上げます。

処分及び行政指導に関する手続について、国民の権利利益の保護の一層の充実を図るため、行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることになりました。地方公共団体において行政手続法は法律、政令等に根拠を有する処分、行政指導等についてのみ適用があり、条例及び規則に根拠を有する処分、行政指導等については適用除外とされています。他方、地方公共団体は処分、行政指導等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。これを受けて、本町では、加美町行政手続条例を制定し、法律で適用除外とされている条例及び規則に根拠を有する処分、行政指導等を定める行為について、法律と運用が異なることに伴う支障が生じないようにするため、法律と同内容の規定を同条例に規定しています。

本案件は、今回の法律の改正に合わせて、加美町行政手続条例についても同様の改正を行うものです。

主な改正内容は、法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる処分等を求めることや、法令の要件に適しない行政指導の中止等を求めることができる行政指導等の中止等を求めることなどを新たに規定するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号加美町行政手続条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第9号加美町行政手続条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 議案第10号 加美町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第13、議案第10号加美町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第10号加美町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成26年の人事院勧告に伴い改正するものであります。勧告には2つの柱があり、1つは民間との給与差を埋めるため、月例給、ボーナス、通勤手当を平成26年4月にさかのぼり引き上げるもので、こちらは昨年11月の臨時議会で改正案をご承認賜りました。もう一つは、給料表や諸手当のあり方を含めた給与制度について3年計画で総合的見直しを行うもので、平成27年4月1日から施行するものでございます。

改正の内容は、給料表につきましては、地域の民間給与水準を踏まえて平均2%の引き下げ改定を行うもので、経過措置として3年間の現給保障を行います。地域手当につきましては、1級地増設し、支給率を改正するものであります。単身赴任手当につきましては、支給額の引き上げを行うもので、再任用職員も対象とする改正であります。管理職員特別勤務手当につきましては、臨時または緊急の必要により、平日深夜午前0時から午前5時までの勤務に対し支給する改正であります。

地方公務員の給与改正につきましては、民間準拠の人事院勧告制度に基づく国家公務員の取り扱いを基本として決定すべきものとされており、国家公務員の取り扱いを基本に、今回関係する給与条例の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたしま

す。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号加美町職員の給与に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第10号加美町職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14 議案第11号 加美町立認定こども園設置条例の一部改正について

日程第15 議案第12号 加美町保育所条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） お諮りいたします。日程第14、議案第11号加美町立認定こども園設置条例の一部改正について及び日程第15、議案第12号加美町保育所条例の一部改正について、以上2件は関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第14、議案第11号加美町立認定こども園設置条例の一部改正について及び日程第15、議案第12号加美町保育所条例の一部改正については一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第11号加美町立認定こども園設置条例の一部改正について、議案第12号加美町保育所条例の一部改正についてにつきましては、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

本案件は、本年4月から施行される子ども・子育て支援新制度による認定こども園や保育所等の制度改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関連法律の整備法、いわゆる子ども・子育て関連3法に基づいて、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとされているものでございます。公立の認定こども園や保育所等においても、この新制度における教育・保育施設という位置づけになりますことから、教育標準時間や保育標準時間等の認定を受けて利用することなどによる改正を行うものであります。

改正の主な内容は、議案第11号の認定こども園設置条例では、幼保連携型認定こども園制度の改正に伴う設置目的や教育・保育の利用時間の区分等について、また、議案第12号の保育所条例では、保育の実施について、これまでの「保育に欠ける」から「保育を必要とする」に制度改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

また、保育料等についても、新制度では階層区分がこれまでの所得税を基準とした額から、市町村民税所得割額に改正されたことなどに伴い、保育料徴収規則の改正を行いますが、現行の水準を維持し、移行することとして設置をしております。

なお、平成28年度以降の保育料については、新年度において財政負担等も含めて検討することとしております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 返り討ちに遭うのを懲りずにまたお聞きしますけれども、子育て支援室長、この改正によって包括支援センター所長みたいな答えでなくて、少し優しく、なぜ実際こう変わるのかなというふうに思っていました。ちょっとイメージが湧かないものですから、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤 敬君） 子育て支援室長、お答えをいたします。

子ども・子育て支援新制度ということで、なかなか説明しにくいわかりづらい部分がありますが、基本的には利用する保護者の皆さんにとっては変わらない部分が多い制度でございます。ただ、今回の新制度におきましては、認定を受けて利用していただくということで、いわゆる介護保険的な考え方になりますけれども、例えば3歳以下の子供であれば3号認定の保育が必要な人、あと2号認定というのが3歳以上の保育が必要な方、あと1号認定というのが3歳以上の教育、いわゆる幼稚園的な利用をする方というような形で、3つの区分に分けて保育が必要であれば保育の認定というような形で、認定を受けて幼稚園なり保育所なり認定こども園を利用していただくというような形に制度が1つ変わるということになります。

ただ、今回、新年度に当たりましては、入所・入園の申し込みとあわせてその書類を一緒にというか、同じ様式にして出していただくというようなことで、利便性等は図ってしたつもりでございますが、そういったまず利用に当たって認定を受けていただくというのが1つ変わるということでございます。

あと、もう1点として、保護者にかかわる部分としましては、保育料等の関係がございます。先ほど町長からもご説明がありましたが、これまでの所得税を基準とした額から市町村民税に変わるといふ点が1つあります。もう一つとしましては、基本的に考え方が所得による応能負担という考え方になります。ですから、基本的には私立幼稚園が例えば新制度に移行する場合、あるいは認定こども園に移行する場合については、町が決定した保育料の基準に基づいて保護者がお支払いをしていただくということになって、これまでの私立幼稚園が独自で決めた保育料というわけではなくて、町が設定した保育料ということで、それを基準にして保育料になっていくというようなのが大きな形になります。

ただ、私立幼稚園については、平成27年度については、2園ございますが移行しないというようなことでございますので、ただ1園が平成28年度から認定こども園で移行したいというようなことの計画でございますので、そういった部分で保育料の点についての私立幼稚園が町で定めた保育料になっていくというような部分が大きな部分としては変わる制度でございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 私も詳しくはわからないので、まだ保護者は申請中なのかと思うんですが、もう締め切りは終わったんでしょうか。まだかと思うんですが、この改定で私が1つよかったと思うのは、認定を受ける際、「保育に欠ける者」というすごい非人間的な表現が、「保育を必要とする者」というふうな表現に変わったということはすごい大きいことだと思っています。

それから、保育料を見ると、国の基準に比べてもまだまだ加美町は安いんじゃないかなと思いますので、こういったところも子育てしやすい町としてアピールしていけるんじゃないかなと思っていますが、どうでしょうか。

それから、この新制度に向けて申請中の数というんですか、保育所と認定こども園、幼稚園との、その割合みたいなものが今の時点でわかれば、把握している範囲でよろしいですのをお願いします。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤 敬君） 子育て支援室長です。

まず、今お話のありました保育の必要性というようなことで、今度は「保育に欠ける」という言葉から、議員のおっしゃるとおり変わっております。そういった点で、新たに、これまで休職中である場合については保育所に入ることはできなかったわけでございますけれども、休

職中の方についても必要とするというようなことで可能となっております。ただ、期間的に一応90日、3カ月というような形になりますけれども、そういった形で認められてきたというようなところが新しい部分でございます。

また、保育料についてのお話もございましたけれども、基本的には加美町、これまで、合併した当時が国基準の約50%、平成25年度から若干上がりまして国基準の56%程度というふうなことで設定をしておりました。今回の制度改正に合わせましても現行の水準を維持するというようなことで設定をさせていただいておりますので、大体約55%ぐらいのところを設定をされているところでございます。

入所・入園の状況でございますけれども、12月から募集を開始しましてやっておりますが、2月現在で申し込みの終わった方については、ほぼ全員入所・入園という形となっております。例えば中新田保育所については今のところ221人、こども園につきましては、ひがし園で133人、にし園で54人、みやざき園で101人というような形で、あと賀美石幼稚園も42人というふうな形で、ご希望なされた方は入所というような形になります。

ただ、今回、小規模保育事業というのが4月から新しく実施するというので今準備をされている事業者がおります。今回の入所の選考に当たっては、やっぱり中新田保育所を希望される方ではその枠ではちょっと入り切れないぐらいの希望がございました。小規模保育は19人の施設でございますが、現在のところ小規模保育事業のほうとも利用調整という形で、内定的な形で調整をさせていただいて、そちらのほうに今17人ほど決定をしております。そういった形で、希望されている方は待機というふうなことはなくて、平成27年4月時点では入所できるというようなことになっております。逆に言いますと、小規模保育事業がなければ十何人以上の待機が出たというようなことにもなったということにもなるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 先ほど加美町内の2つの私立幼稚園、平成28年度から認定こども園になるということでありますが、それに関して、現在私立幼稚園に対しても助成があるかと思うんですが、現状の公的な保育園と私立幼稚園の保育料の違いといいますか差額は把握しておりますでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤 敬君） 子育て支援室長でございます。

保育料ということで、公立、私立の幼稚園の保育料というようなことでございますが、まず

公立の幼稚園あるいは認定こども園の現在の短時間利用という部分については、月額で5,500円という定額になっております。あと私立幼稚園につきましては、これも月額の固定額でございますが、聞いております額は給食費ともで、1つの幼稚園が2万1,000円、もう一つが2万600円というようなことで聞いております。先ほどの公立幼稚園5,500円には給食費が別に4,000円というような形に設定をされております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 平成28年度から私立幼稚園の1園が認定こども園になって、今回の改正の対象になってくると思うんですけれども、その場合、やはり私立幼稚園の経営というのは大分逼迫してくるのではないかというふうに思うんですけれども、それに対する町の助成制度みたいなどころの改正とか、そういう点は考えてはおられないでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤 敬君） 子育て支援室長でございます。

新制度におきます大きな考え方として、もう一つ運営費に対する考え方というのがあります。保育料について町が決定するというようなことのお話をさせていただきましたけれども、それとあわせて、公定価格といたしまして全体に係る、その施設に係る標準的な経費、これが国の基準に基づいて算定をして、その人数とか何歳児とかの希望によって計算するわけでございますけれども、そういった価格を公定価格という言い方をしまして、それを基準にしまして、そこから保護者からいただく保育料を差し引いた部分を国と県と町で負担をするというような制度になっております。国のほうでその公定価格というものを発表した際に、認定こども園等からも引くんじゃないかというようなお話も一時あった時期があったんですけれども、国のほうでも若干改定などを行っているようでございますので、実際の大筋的なものを試算をしながら、その標準的な経費という部分を検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号加美町立認定こども園設置条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号加美町立認定こども園設置条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第12号加美町保育所条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第12号加美町保育所条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。2時35分まで。

午後2時20分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩を閉じ、会議を開きます。

日程第16 議案第13号 加美町中新田交流センター条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第16、議案第13号加美町中新田交流センター条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第13号加美町中新田交流センター条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、中新田交流センターに平成27年4月1日から指定管理者制度を導入することに伴い、管理運営を教育委員会部局から町長部局に所管がえを行い、町の観光施設として集客に努めるため、条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたしま

す。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号加美町中新田交流センター条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第13号加美町中新田交流センター条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17 議案第14号 加美町敬老祝金等支給条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第17、議案第14号加美町敬老祝金等支給条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第14号加美町敬老祝金等支給条例の一部改正についてご説明申し上げます。

町では高齢者の長寿を祝うため、その年の12月31日において77歳以上になられた方を対象として敬老会を開催していますが、敬老者の方から、同学年なのに敬老会へ招待されない方もいるので一緒に参加させてほしいという要望がございます。このことを踏まえまして、平成27年度からの敬老会は招待者の年齢基準日をその年度において77歳以上になる者へ改めて開催することとし、本条例に規定する敬老祝金及び敬老祝品の支給についても、その年度において支給対象年齢に達する者に改正するものでございます。

また、敬老祝金の支給に当たりましては、その年の9月1日を支払い基準日と定め、敬老会の開催日までに受給者が死亡した場合には敬老祝金を弔慰金とみなしてその者の葬祭を行う者に対して支給するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 1点だけ確認させていただきます。

ただいま新しく第6条弔慰金というところで追加されましたけれども、ここの件について、これに至った経緯等をよろしければ詳しく教えていただきたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長、お答えします。

今回、敬老会の対象者の年齢基準日の見直しとあわせてこの6条を追加させた件につきましてご説明申し上げます。

町で行う敬老会につきましては、9月の第2あたりのということで、日にちがその年によって違っております。それで、現在の祝金等の条例では受給者が敬老会前に亡くなるとあらかじめ通知を出していてもそこで受給権が消滅してしまうというようなことで、これまでも、一番最初に中新田地区の敬老会を開催するんですが、その日を支給基準日としているんですが、それまでに亡くなる方が2人ぐらいとか3人ぐらいいるというようなこともありました。そういったことで、これまで基準日も明確になっていなかったということもございましたので、9月1日を基準日としまして、それ以降に敬老会の最初に開催する日までに亡くなった場合でも、この祝金相当分を弔慰金という形で葬祭を行う方に支給したいということで追加させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号加美町敬老祝金等支給条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第14号加美町敬老祝金等支給条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定いたしました。

少しお待ちいただきたいと思います。

東日本大震災の発生から間もなく4年が経過し、5年目に入ります。死者・行方不明者1万8,475人のとうとい命が犠牲になりました。ここで、物故者となられました多くの方々に謹んで哀悼の意を表し、また、被災地のいち早い復興を願い、黙禱をささげたいと思います。

皆様、恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。46分になりましたら黙禱をお願いいたします。

黙禱。

[黙 禱]

○議長（下山孝雄君） お直りください。

着席願います。

再開いたします。

日程第18 議案第15号 加美町介護保険条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第18、議案第15号加美町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） お亡くなりになった方々に心からご冥福をお祈りするとともに、一日も早い復興をお祈りしたいと思っております。

議案第15号加美町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

介護保険事業とその財源となる65歳以上の介護保険料は、3年を1期として見直しを行っております。国では、ことしの4月から事業者へ支払う介護報酬の改定率を全体で2.27%引き下げることを決定しましたが、本町では高齢化の進行による要介護認定者が増加傾向にあり、今後も介護給付費の増加が見込まれます。また、65歳以上の介護保険料の負担割合が引き上げられ、負担区分も5段階から9段階へ細分化されます。さらに、地域の実情に応じた取り組みができる介護予防日常生活支援総合事業が4月からスタートすることに伴い、予防給付における訪問介護と通所介護が地域支援事業に移行することとなります。このため、介護保険法の改正に合わせて加美町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号加美町介護保険条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第15号加美町介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第19 議案第16号 加美町地域包括支援センター条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第19、議案第16号加美町地域包括支援センター条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第16号加美町地域包括支援センター条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、本条例の根拠法令であります介護保険法が改正され4月から施行されることに伴い、引用条項のずれが生じたので、条例の一部改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号加美町地域包括支援センター条例の一部改正についての採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第16号加美町地域包括支援センター条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第20 議案第17号 加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第20、議案第17号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第17号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年1月16日に公布され、本条例の基準である指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されましたので、所要の改正を行うものであります。

なお、今回の改正においては、国の基準を上回る内容や異なる内容を定める特段の事情や地域の特異性が認められないことから、国の基準を準用するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第18号 加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第21、議案第18号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第18号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年1月16日に公布され、本条例の基準である指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されましたので、所要の改正を行うものであります。

なお、今回の改正においては、国の基準を上回る内容や異なる内容を定める特段の事情や地域の特異性が認められないことから、国の基準を準用するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第19号 加美町熊野霊園条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第22、議案第19号加美町熊野霊園条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第19号加美町熊野霊園条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、熊野霊園の拡張工事の完了に伴い、新しく完成した墓地の使用料を定めるものがあります。また、墓地使用者が負担する清掃料等について、現在の維持費や物価を考慮した料金に改定するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。15番伊藤 淳君。

○15番（伊藤 淳君） この議案第19号は、字句の変更というか、「埋葬」が「埋蔵」になるというのが大きな、あと要するに月々の経費ですよ、それを新しく設けるということで、この間も説明をいただきまして理解したつもりでございしますが、この「埋葬」を「埋蔵」に改めるというのはどのような見解というか、どういう趣旨に基づいた変更になるのか教えてください。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） 町民課長です。

埋葬というのは、法律では死体を土中に葬ることを埋葬といいます。つまり土葬のことを埋葬といいます。そして、骨を焼くことを火葬と言うというふうになっております。それで、焼骨の場合の使い方としては、焼骨を埋蔵するというふうに法律ではなっておりますので、それと整合性をとるためにこの条例を直しました。

○議長（下山孝雄君） 伊藤 淳君。

○15番（伊藤 淳君） ということは、この熊野霊園ができたときから、使われるべき文字は間違っていたという見解で、今回改正だということによろしいんですか。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） 埋葬法は昭和23年からの法律でして、そのときからその埋葬、埋蔵という使い方をしていてということで、この条例の前からそういう言葉を使っておりました。間違いということで訂正いたします。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号加美町熊野霊園条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第19号加美町熊野霊園条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第23 議案第20号 加美町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第23、議案第20号加美町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第20号加美町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、農業委員会等に関する法律第12条第1号の規定に基づく選任委員の推薦団体である六の国農業共済組合を含む県内8農業共済組合が平成27年6月1日に合併により新たに宮城県一円を区域とする宮城県農業共済組合を設立し、六の国農業共済組合が解散することにより、条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号加美町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号加美町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第21号 加美町営放牧場条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第24、議案第21号加美町営放牧場条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第21号加美町営放牧場条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、加美町営放牧場の指定管理委託に伴い、加美地区公共牧場整備事業により整備する管理棟の位置及び新たな使用料の上限を設定し、健全な経営運営と放牧事業の啓蒙普及を促すため、条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） まず、資料の確認をさせてください。料金800円でしょうか。対照表のほうだと880円と800円とありますが、和牛と乳牛の差があるのか同じなのかですね。

それとこの料金設定なんですけど、改定前と改定後でかなりの差があるんですけど、この辺の算定根拠とか経営関係、そういった800円なのか880円なのかあれですけども、その根拠を教えてください。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

資料の880円、間違いでございます。800円でございます。

この条例の改正につきましては、現在の385円から800円ということで大変高くなったような印象がございますが、後でまたお願いします指定管理への移行を今考えておりますので、指定管理になった場合の最高上限を800円といたしまして、その範囲内で町長と指定管理者の間で協議をして定めるということになっております。現在考えておりますのは、1日当たり400円を想定しております。正式には、今放牧場の検討委員会に諮問しておりますので、答申があって正式に決まる形になりますが、想定は400円ということで想定しております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 料金についてはわかりました。

そうすると後で聞いたほうがいいんですかね、指定管理。要は、今度でき上がる受け入れる量と預け入れる側の需給のバランスというのは当然検討はされているんだと思うんですけど

も、その辺、見通しといたしますか、見込みがわかりましたらお願いします。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

当初1年目、平成27年度につきましては、稼働率70%ということで想定しております。2年目に85%、3年目に90%ということで、それ以降4年目、5年目に95%という形で運営の収支計画は試算をしております。

以上でございます。（「頭数はどうなんですかと聞いているんです」の声あり）

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 大変失礼しました。頭数につきましては、今アンケート調査をした結果、かなり希望者が多いということでございますし、それから、先般、ことし初めて冬期間試験使用ということで1月から冬期間の使用も行っておりますが、50頭満杯ということで、さらに預託したいという希望がございまして、7月の肉用牛の供用開始前に古い育成牛舎の一部を開放して対応したいというようなことを今考えております。予定としましては稼働率は結構高くなるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号加美町営放牧場条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第21号加美町営放牧場条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第25 議案第22号 加美町有林管理事業労務者退職手当支給条例の一部改正
について

○議長（下山孝雄君） 日程第25、議案第22号加美町有林管理事業労務者退職手当支給条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第22号加美町有林管理事業労務者退職手当支給条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、町有林管理事業労務者につきまして、これまで4月1日から9カ月間の雇用としておりましたが、平成27年度からは通年雇用とすることに伴い、条例の一部を改正するものがあります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 今までは9カ月ということだったんですけれども、これから通年ということなんです。冬期間に働けないからというようなことだったんでしょうけれども、職員の方、働く方にとっては通年雇用というようなことは非常に大事なことのかなというふうに思っております。そういった中で、9カ月、延長ということではなくて3カ月間余計働けるという状況なんですけれども、その間のこの町有林管理事業労務者の仕事の宛てがいといいますか、どういうことを想定されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（長沼 哲君） 森林整備対策室長でございます。

今想定しておりますのは、一般質問の中にもございました里山の天然林、広葉樹等の間伐なりで、そこから発生した材のまきをつくったり、あとは一応平成27年度中に小規模ではございますが20俵程度の炭窯を作製したいと。それで、補助事業等で入れますとどうしても縛りがございますので、炭窯を昔からつくっている人に教えをいただきまして、昔は木があるところに窯をつくって焼いたわけですから、そういう感覚の窯をつくって事業団員にその炭窯の技術の継承をしていただきたいと。あと、軌道に乗ればチップ材の作製だったり、あとはできれば通年で荒沢自然館を開館したいというふうに考えていまして、そのときの昔のかんじきだったり、今のスノーシューという道具だったり、あとは歩くスキーだったり、その辺の指導者的な案内人役みたいな形でできれば冬期間やってみたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号加美町有林管理事業労務者退職手当支給条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号加美町有林管理事業労務者退職手当支給条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第23号 加美町総合計画基本構想及び基本計画の策定について

○議長（下山孝雄君） 日程第26、議案第23号加美町総合計画基本構想及び基本計画の策定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第23号加美町総合計画基本構想及び基本計画の策定についてご説明申し上げます。

本案件は、平成17年に策定しました第1次加美町総合計画の計画期間が平成26年度で終了することから、今後本町において展開していく各種施策や事業計画の総合的な指針とするため、計画期間を平成27年度から平成36年度までとする第2次総合計画を策定するため、加美町議会の議決事件に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回の計画策定につきましては、加美町新町建設計画と整合性を図りながら、町民満足度調査やまちづくりワールドカフェ、町政懇談会等での町民の意見等を踏まえ、庁内組織において素案を作成し、加美町総合計画審議会での専門的な見地や町民としての視点をもとに活発なご審議をいただいた上で策定したものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 2011年、平成23年ですかね、地方自治法の改正でこの基本構想・計画の策定義務がなくなったということを知ったんですけれども、それで、まず1つお聞きしますけれども、昔は補助事業を実施する場合、特に土地改良関係が多かったんですけれども、この総合計画、それから基本構想・計画、そして実施計画をコピーして申請したことがあったんです。今はその辺どうなっていますかね。なければいいんです。あればこういうことで使って

いるとか。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

今、特にそういったことはなかったかなと思っております。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 全協のときにもちょっとお話ししたんですけれども、今回の総合計画の町の将来像の中に、町長の考えといいますか、善意とお金が回るんだというようなことが入っていますよね。先ほど言った策定義務がなくなったということは、ちょっと調べてみたんですけれども、自治体であったんです、これをつくらない、廃止した自治体が。かわりに4年単位の指針をつくった自治体があります。なぜこのようにしたかというのをちょっと調べたんですけれども、総合計画は10年、それから首長の任期、要するに町長のですよね、4年です。このずれが問題を生ずるということで、策定をしなくなったということでした。この10年間の今回のこれが例えば成立を前提にちょっとお話ししますと、選挙があると。そうした場合に、総合計画を立てた首長さんが落選して、新しい町長が誕生する。そうすると新しい町長はその計画に拘束されることになるということでした。新しい町長が自分の考え、要するにマニフェストでやることになる、今回この議会で議決したことを無視していいのかという問題が出るということが書かれていました。

ここでちょっとお聞きしたいんですけれども、この総合計画策定前ですね、こういう自治法の改正等があつて、総合計画の廃止についての議論とかそういうのは一切なかったわけですか。今までどおり総合計画をつくるということで今回の計画をつくったということになりますか。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

今のご質問であります、総合計画をつくらなくていいかどうかという議論はしておりません。当然必要だと思って今回策定をいたしました。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） それで、私もこれをちょっといろいろ考えたんですけれども、9日の19番議員への町長の答弁で、マニフェスト対応型として4年ごとに計画を見直ししますかという質問に対して、町長は4年ごとの見直しが必要と答弁しました。今でもその気持ちは変わりませんか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、今回の計画は新町建設計画との整合性を持たせるという意味で、平成30年、いわゆる4年後には見直しをするということにしておりますので、この策定をするしないということにかかわらず、見直しは必要であるというふうに思っています。

なお、今回の計画に当たりましては、「共生」「協働」「自治」という理念、これは普遍的な理念だと私は思っております。そういった理念のもとに、この「善意と資源とお金が循環する町」といいますのも、いろいろな表現の仕方はあるでしょう。しかしながら、これもどこの町でも取り組もうとしている、いわゆる持続可能な町の姿をあらわしておりますので、これはどなたが町長になろうとも、私はやはりこういった考え方に基づいて今後町をつくっていくべきだろうと。そして、やはり義務はないにしても、この総合計画というものをきちんとやはり町民と一緒にやっていくと。そして、そのもとで各種施策、事業を展開していくということが重要であろうというふうに思っています。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑ございませんか。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 今の4番議員に関連することなんですけれども、私もやはり4年ごとのマニフェスト的な計画のほうがいいのではないかなというふうに思います。というのは、これは町長が今度の選挙で誰かが出て勝つか負けるかそういう話ではなくて、かえって町長ご自身も、8月に当選されましたら、また次の4年後に新たな目標であったり、その考えというものを反映できるのではないかなというふうな思いもしているわけであります。ですから、それに縛られるようなことではなくて、やはり4年ごとの総合計画というものが私もいいのではないかなというふうに思っているんですが、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 実はもっと長いスパンの総合計画もございまして。私は逆にもっと長いのがあってもいいだろうと思っております。なぜかといいますと、この人口減少、これはもう推定が出ていますね。ほぼそれに沿ってどこの市町村も減少しているという状況です。ですから、これが10年ではなく20年、30年という計画になりますと、よりその傾向が明らかになると、もっと町民が危機感を持つということもあります。ですから、私は10年というものが決して長いとは思っておりません。ただ、時代のさまざまな環境の変化というものがありますので、当然これは見直しということは必要だろうと思っております。そういった意味から、10年の計画をつくり、そして4年後には見直すということにしておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） ほかに。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 私、総合計画の策定体制の図を先日見て思いましたが、1人1プロジェクトの話が午前中にありました。それと総合計画策定ワーキンググループ、このグループが5つに分かれていたんですが、こういったグループとさっきの1プロジェクトとの、クロスしたりするということがあったのではないかなど。1人1プロジェクトのほうから生かされた提案というのはなかったかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

この総合計画の策定にかかわりましたワーキンググループについては、それぞれの担当課の中での専門の知識を持った方々でそれぞれの分野で素案をつくっていただきました。ただ、1人1プロジェクトで提案された中身、例えば子育て支援とか、そういったものについては当然今回の総合計画にも生かされているということでございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 先日、テレビだったんですが、女川の復興計画をずっと追っている番組がありました。そこで、とてもストレートな言い方ではありますが、どんなスタンスでやったかという、そこにかかわった人たちの発言なんです、還暦を超えた者たちは黙って見ている。口出しを多くはしない。若者たちに将来を託そうというふうなサポート体制につくというふうな話を、その復興計画をつくっていく中でそういうスタンスでやったというふうな話がありました。

私は、今のお二人の話も聞きながら、1人1プロジェクトからの提案とかワーキンググループからの提案というのは、とても若い人たちが将来を真剣に考えてつくっていったのではないかなと思ってとても希望を持っているんですが、その中で特徴的な活動をしていた部会だったというふうな、そういう印象がある部会がありましたら、何か例を挙げて紹介していただければ、私はもっと希望が広がるような気がしますので、ぜひ紹介してください。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

特にということではありますが、どの部会も真剣な議論をしていただきました。私から特にこれという部会ですね、ここではちょっと、なかなか申し上げづらいんですけども、全て真剣に議論していただきました。

○議長（下山孝雄君） 子供たちの作文なんか。いいですか。伊藤由子さん。（「1人1プロジェクトでないですけども」の声あり）

○8番（伊藤由子君） ワーキンググループでもいいですし、1人1プロジェクトからの提案でもいいですし、何か将来構想について発言があったりいろんな活動をしたと思うんですが、長いスパンでこれからを見据えた若者たちの活動の一端を聞かせていただければ、もっと希望が持てるんじゃないかと思います。特にと言われてもちょっと悲しいものがありますので、誰かフォローしてください。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

1人1プロジェクトの件でいいますと、移住・定住というのを今回町として取り上げていますが、既に平成25年のときに田舎暮らしの勧めというものをテーマとしてつくったグループがありました。田舎ってこんなに魅力的なんだよと。加美町に暮らすとこんないいことがあるよというようなことをまとめたものです。そういうものとか、その他たくさんございまして、実は拍手の量で順位もつけるということもしてございまして、町長賞というのとか副町長賞というのもございまして、夜、某居酒屋で懇親会もしました。大変盛り上がりましたけれども、そういうようなところで魅力発信プロジェクトですとか加美町のお宝発見プロジェクトとか、そういうさまざまなことがありました。そういうものがこの構想をつくるに当たってのさまざまな職員の中の夢が詰まっているのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑ございますか。14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 町長、お伺いをしたいと思います。

特徴的に見ますと、以前の総合計画は合併して3つの地区の融合といいますか均衡ある発展というものに趣があったのかなと、私の感想があります。その中で、猪股町長が町政を担うようになってから、自然との共生、町民との協働、3極自立ということの中で町政を進められてきました。今回、私も審議会にまざらせていただいたんですけども、私も議員になる前も前の中新田時代の総合計画の審議会にもまぜてもらったこともあるんですけども、町長意向という部分がこのくらい強く反映した総合計画はないだろうというようなことで感想は持っています。ただ、風見先生から言わせれば、実際現実的な方向性、町民が目に見えるイメージできる方向性を示すべきだと。よその自治体でもそうやっているんだというようなことがあって、そういう流れなのかなというようなことでは理解はしました。

それで、我々議会としても、議員会で2月24日に風見先生をお招きいたしまして勉強会を開かせていただきました。その中で、常々まちづくりについて思っていることをお聞きしたんで

すけれども、今回、協働の景観まちづくりプランとも重なるというリンクというか、ともにまちづくりで担っている部分もあるなというようなことは感じさせていただきました。そういった中で、本来なら一般質問で私この話題を出すべきなのでしょうけれども、常々町長の言う「3極自立」という部分が頭の中であって、特に東北陶磁館やら縄文館を有効利用するために、中新田地区でなくてやっぱり陶芸という部分でその地区の特色を生かしながら移住・定住に活用できないものかなというような思いがあって風見先生にご質問したところ、やはり先生は、その地域で磨くものがあつたほうがいいという、そして回遊しながらそういう施設は利用できるんじゃないかというような話を聞いて、ここで言うのは大変失礼なんですけれども、余り活用されていない施設という認識だけではだめだなというふうな思いをさせていただきました。

実際、この総合計画の中で、確かに町長が就任したときに3極自立というようなことがあつたんですけれども、確かに中新田は音楽、あとは小野田、今のところは観光、それから宮崎が今は町の活性化に向けて町並みの関係でやっていますけれども、それが本当の意味での3極自立なのかというようなことが自分の中にはありまして、この総合計画に生かされている町長の3極自立の思いというものをどう我々は受け取ったらいいのかなというような思いもしています。そういう意味での3極自立と総合計画のかかわりというものを我々はどう理解したらいいのか、ちょっとお話をいただければと。本来ならここですべき話ではないと思うんですけれども、町長が上程している内容と違うよと言われても、それはそれで結構でございますけれども、もしお答えいただけるならば。お話しいただけるならばですね。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この3極自立という考え方には2つの面があります。これは何度もご説明をしてきております。1つは、行政サービスを維持するということです。もう一つは、それぞれの地域の特色を生かしたまちづくりを主体的にやっていくということでございます。そういった2つの考え方に立って、支所の定数もふやしたり支援員も配置をしたりということをやっているわけです。また、もう一つの住民が主体となって各地域の特色を生かしたまちづくりということ、これに関してもそれぞれの地域でにぎわいづくり委員会等を立ち上げ、あるいは宮崎については活性化のための委員会を立ち上げたりというふうな住民主体の取り組みをしているわけです。これが私がこれまで述べてきた3極自立という考え方でございます。

それで、今回の総合計画には「自治」という形でその理念を盛り込ませていただいたわけなんですけれども、今申し上げたように、この3極自立の最も大事なところは、私は住民自治という精神だろうと思っています。自分たちの地域は自分たちで守っていくと。また、自分たちで興

していくと。そういった理念に基づいたまちづくりが大事だと思っておりますので、「自治」という形で表現させていただいております。

また、国におきましても、以前は合併をして1つにまとめるというふうな考え方でありましたけれども、今、国は方向を転換いたしまして、いわゆる切り捨てはしないと。小さな拠点づくりをしていくというふうな考えを述べておりますので、そういったものにもこの3極自立という考え方は合致するものだろうというふうに思っております。決してこれはばらばらということではなくて、それぞれがそれぞれの地域に愛着と誇りを持って自治の精神でまちおこし、まちづくりをやっていくと。持続可能な地域をつくっていくというふうに捉えていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 何もそれぞれの地区がばらばらにというようなことのお話ししたわけではありません。やはり加美町が一つとなった中で、町長が言うようにそれぞれの地区が輝いていくという部分での手法というものが必要なだろうというふうには思います。ただ、私ずっと一般質問なりなんなりでお聞きしてまして、行政サービスまたは行政の役目と町民の役割、今町長が住民自治と言いましたけれども、どうもその境が事の次第によってはぶれが出ているんじゃないかなと私は感じています。町でやるべきじゃないですかというお話、または誘導しなくちゃいけない、支援しなくちゃいけないんじゃないですかというときには住民自治、あとは住民が担い手。あとは、町長がこれから目指すことは調査研究していきますというところで、私は一般質問を聞いていて二分されているんだなというふうに思いましたけれども、ただ、それはそれで見解の相違でしょうから答弁は要りませんけれども、ばらばらということやったわけではありませんけれども、今後この加美町の総合計画または基本計画に向けて、それぞれの立場で、町民も加わりながら、やっぱり地域づくりに頑張っていかなきゃいけないという思いは議会も執行部も同じだと思いますので、その辺はよろしくお願いをしたいと思います。

あと、全協で説明があったときにも、これを町民にいかに周知、お知らせ、そして共通の認識を共有していくかということをお話しさせてもらったんですけども、場所はちょっと、うちに行けば資料があるからわかるんですけども、ある研修に行ったときに、ダイジェスト版をつくっているんですけども、こういうことを町で目指しますよという中の下に、後で企画財政課に資料を持っていきたいと思っておりますけれども、「私たちができること」というのが一言

入っていたんですね、町民目線です。町が目指すことと町民ができることという、その兼ね合いとかバランスがすごくいいなと思ったものがありましたので、ぜひ町民の方々にこの総合計画または基本計画が理解できるようないいダイジェスト版をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 答弁はどうですか。（「要りません」の声あり）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号加美町総合計画基本構想及び基本計画の策定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第23号加美町総合計画基本構想及び基本計画の策定については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第27 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町営放牧場）

○議長（下山孝雄君） 日程第27、議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（加美町営放牧場）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（加美町営放牧場）についてご説明申し上げます。

本案件は、小野田葉菜原放牧場、小野田下台野放牧場、小野田天ヶ岡放牧場、3カ所の町営放牧場の指定管理者として、一般社団法人加美町畜産公社を平成27年4月1日から平成30年3月31日まで3年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

一般社団法人加美町畜産公社は、平成25年1月に設立され、現在、中新田青木原地区の加美町土づくりセンター施設について平成25年4月から町の指定管理者として管理運営を行ってお

ります。また、当社においては加美町の資源循環型の推進と畜産振興に寄与することを目的としていることから、土づくりセンター事業との連携及び一体的な管理運営が可能であり、効率化と経費節減も図られ、さらには放牧事業を活用した生産振興事業に大きく貢献されるものと判断し、本議会に提案させていただくものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。17番一條 光君。

○17番（一條 光君） 今回の育成センターの整備だけで複数年度にまたがった整備費というのは4億3,000万円ほど費やしているわけでありまして、かなりの規模であります。飼養頭数は200頭だと。そうしますと、関連あるJAの組合長が運営するところの畜産公社に委託をするわけでありまして、やはりそれを運営するためにはかなりのエキスパートといえますか、運営する手腕を持った方を準備しないとなかなかうまく運営できないのではないかと思いますけれども、この指定管理者の委託する経費の中にそういった人材養成の部分が含まれているかどうか伺います。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

まず、人材育成につきましては、現在牧場で働いていただいております方に今月の16日から2週間ほどではございますが北海道に研修に行ってくださいという予定にしております。さらに、4月以降に、指定管理以降になりますけれども、あわせて新たにもう1人研修に行っていて、すぐにはエキスパートというわけにはいかないかとは思いますが、そういった研修の機会を設けまして、安心して預けてもらえるような体制をつくっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今農林課長がお話ししたように研修にやるわけですが、研修先は一條議員と私もお供させていただきました浦幌の模範牧場のほうに研修にやりますので、浦幌模範牧場のノウハウをしっかりと学んできてほしいというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 一條 光君。

○17番（一條 光君） 町長がおっしゃられたように、たしか3年ほど前だったと思いますけれども、当時の池田組合長と私とそして町長と、浦幌の模範牧場を視察してまいりました。そこ

は以前町の職員だった方が公社の運営に当たっている、社長に当たっているということでございまして、毎年放牧場から1,000万円ずつ町の会計に繰り出しをしているというくらい模範になる牧場でございました。その方は、やはり個人的にも畜産に関心があったのかどうか、牛に関心があったのかどうかはわかりませんが、自費でニュージーランドに7回にわたって土づくりを学んできたということでございました。帰り際、町長さんと組合長さんと話し合ったのは、やっぱり人だなと。町長も、人ですよというお話をされて、そういった経緯があるものですから、さぞかし吟味をした人づくりをしているのかなと思いきや、1週間2週間では単なる遠足じゃないですか。やっぱり1年を通して、最低そのくらい期間をかけて養成をしないと、本物ができ上がってこない。責任ある運営が任されないというような気がしますがけれども、いかがですか。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

確かに1年とか2年、長期に研修できる体制があれば非常によろしいかと思っておりますけれども、当初平成24年度から3カ年で事業も完成する予定でございましたが、国の補助金等の絡みでちょっと事業も平成27年度まで延びるというようなこともございまして、なかなか思うように研修に出せなかったという事情もございまして。

なお、これまで2名の方が、ずっとこの放牧場の運営にかかわっている方がおりますので、ベテランの方でございまして、そういった方々の力をフルに引き出して、新しく就業する方々の指導も兼ねながら人材を育てていって、この指定管理の3カ年の間に十分な責任ある仕事ができるような形での人材育成にしていきたいというふうに思います。

○議長（下山孝雄君） 一條 光君。

○17番（一條 光君） できるだけお金をかけないでという考え方はわかるんですけども、取り組む事業の規模がこれくらい大きいと、そんな片手間にやろうとすること自体、私は方向性が間違っていると思います。やはり今は遺伝子情報が解読をされて、そのゲノムを利用した、やはり牛には人の遺伝子操作みたいな倫理規定がありませんで、どんどん進んでいるんですよ。そういったものをきちんと理解した上で、繁殖とか、あるいは育成技術とか、病気に対する抵抗性とか、そういったものを理解した上で運営することができるような人材を本当は既に養成してこなくてはならなかったのではないかと思うんですよ、事業をやるのと並行してですね。そういう部分はちょっと足りないなど。物をつくればいい、ハード面を整備すればいいというのではなくて、やはり大事なところは、加美町の畜産行政のベースになる部分ですから、そう

いった趣旨で進めば、多少の経費はさっぱり惜しくないというような気がしますけれども、町長次第だと思いますので、見解をいただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど農林課長が話したように、ちょっとこの整備に関しては、本来は早く職員を採用して研修に出したかったわけですが、国からの交付金が県全体6割ということで、いつオープンできるかわからないというふうな状況もありまして不確定要素があったものですから、採用等もおくれて、研修もおくれてしまったわけですが、引き続きこの人材の育成というものには力を注いでまいりたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 収支計画の中で委託料収入（菓菜地区除雪業務）、これは前は菓菜振興公社にやっていたので、早朝除雪ということで原町の信号のところから滝庭、そして南滝庭、あと菓菜の施設とやっていたんですけれども、その分がそっくり今回の、公社から公社のほうに移るという考えでよろしいんですか。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（加美町営放牧場）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（加美町営放牧場）は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第25号 字の区域を新たに画することについて

○議長（下山孝雄君） 日程第28、議案第25号字の区域を新たに画することについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第25号字の区域を新たに画することについてご説明申し上げます。

本案件は、農林水産省が所管する国有林内において国道347号線道路改良事業の施行により道路用地となった区域について、国土交通省への所管がえに伴う不動産登記の手續上、字の区域を新たに画することが必要となったため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、字名については、現況の国有林名や以前に画した字名、今回の位置関係などを考慮し寒風沢岳東が妥当であると考え、これを使用するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。13番高橋源吉君。

○13番（高橋源吉君） ただいまの町長の説明ですと、これまでの林班、そういったものをもとにして字名を決めたということでもありますけれども、もともとこの部分ですが、鳴瀬川の内川と呼ばれる部分が川境で小野田、宮崎で境ができていた部分かなと思います。それで、何となくふだんあの道路を使っていると、あの辺の工事名が宇津野だったり柳瀬だったりというふうに表示されていまして、確かに合併前は宮崎町分、間違いないわけでもありますけれども、そうしますと何となく私としてはすごい違和感を感じるわけなんです。途中まで宇津野あるいは筒砂子、その次、また宮崎、寒風沢、その後、柳瀬というふうになっていくのかなと思うんですが、今回この丸のつけられている部分の道路部分だけのこれ字名なんでしょうか。この辺、ちょっと、もしかしたらまた住所が飛んでしまうんじゃないのかなという感じもするんですが、その辺のお答えをいただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） わかる範囲でちょっとお答えをさせていただきます。

新たに画する字に編入する区域ということで、加美町宮崎地内になっておりまして、寒風沢岳国有林217林班ぬ小班のうちということで41.26平方メートル、それから、もう2カ所あるんですけれども、同じ林班の中で「わ」というところになります1,288.31平方メートル、同じく林班で「か」という小班が5,155.77平方メートルという、合わせて6,487.34平方メートル、3カ所に分かれていますので、ご案内の資料の地図のとおり、そういった内訳の面積がございます。これは旧町ではあらわされていない、要は国有林班の農水省管轄のところの道路のエリアだけなんですけれども、今回そういった国交省のほうに移すということでございまして、これ

が旧町のどちらに位置するかはちょっと把握はできないんですけども、いずれ国有地として定められているエリアを字をつけて道路の敷地とするといった内容でございまして、回答になっているかどうかわかりませんが、よろしくをお願いします。

○議長（下山孝雄君） 高橋源吉君。

○13番（高橋源吉君） この住所がいいとか悪いとかという問題ではなくて、旧町、その時代のものをそのまま引きずってきたのかなと私は思うんです。間違いなく川がここの場所は境界でございました。それで、住所が変わったから云々って何もないんですけども、この前後の道路の関係とか、さまざまあると思うんですよね。その辺をすっきりさせるためにも、もう少し考えていただければかえってよかったのかなと思います。

何でここにこだわるかといいますと、例えば合併前の町道ありますよね、旧宮崎、旧小野田、旧中新田、道路が一本つながっていながらも、昔のままの路線名をいまだに使っていると。これもその延長線上のような感じを私はしていまして、できればもう少しちゃんと考えてほしかったなと思ったところでもございました。特に住所が悪いということではございませんので、そのことだけこの場で述べさせていただいたところでした。

以上です。

○議長（下山孝雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかにもございましたら。ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号字の区域を新たに画することについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第25号字の区域を新たに画することについては原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

なお、明日は午前10時まで本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時01分 散会

上記会議の経過は、事務局長二瓶栄悦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月11日

加美町議会議長 下山 孝 雄

署 名 議 員 伊 藤 淳

署 名 議 員 伊 藤 信 行